

令和6年度



青森県 県土整備行政の概要



建設中の下北半島縦貫道路（横浜町）

～目 次～

県土整備部の主な施策・事業内容

1. 青森県県土整備部主要施策の概要	1
2. 道路	7
3. 県土保全	16
4. 港湾	24
5. 空港	26
6. 都市計画	28
7. 都市公園	31
8. 下水道	33
9. 景観	35
10. 水道	37
11. 市街地の整備と建築物に関する施策	39
12. 住宅	41

県土整備部の組織と予算

県土整備部の組織	44
県土整備部一般会計予算の推移	46

1. 青森県県土整備部 主要施策の概要

「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」について

「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」は、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性について総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針です。

2040年には、県人口が100万人を下回るとともに、老年人口比率が40%を超えるなど、本県における人口構造の重要な局面を迎えます。人口減少の大きな要因は、若い世代の県外流出とそれに伴う少子化です。人口減少に伴う様々な課題を乗り越え、本県の有する価値を次の世代につないでいくためには、一人でも多くの若者が、青森県で人生を送ることに多様な可能性を見出し、「ここで暮らしたい」と思える魅力ある青森県にしていけることが最も重要です。若い世代が増えることで、高齢者もより一層安心して暮らすことができるようになります。

これらを踏まえ、この計画では、2040年のめざす姿を「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」とし、この姿を県民と共有しながら、実現に向けて取組を進めていくこととしています。

2040年のめざす姿の実現に向けて、「しごと」、「健康」、「子ども」、「環境」、「交流」、「地域社会」、「社会資本」の7つの政策テーマと政策・施策体系を設定しました。

将来の予測が困難で、時代の流れが激しい現代社会においては、県が政策・施策を進めていくに当たり、県民目線で県民の暮らしに向き合い、時代に合わせて変わっていく必要があります。また、県民の皆様にも、変化を受け入れ、変化への行動を起こしていただくことが大切です。



令和6年度 主要施策の概要

◇ 基本方針

社会資本の整備を通じて、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」に掲げる「2040年のめざす姿」の実現に向けた下支えをしていくため、10年後、30年後、さらに100年先まで持続可能な県土の整備・維持管理を目指して全力で取り組んでいます。

激甚化・頻発化する風水害や地震災害等から県民の生命と暮らしを守り、災害に強い「安全・安心な県土づくり」を強力に推進するため、防災・減災、国土強靱化の各種取組を加速化・深化させるとともに、重要インフラの機能強化やDXを活用した予防保全型メンテナンス等による老朽化対策に積極的に取り組みます。

さらに、長期にわたったコロナ禍や物価高騰等により大きく影響を受けた本県の経済・産業を発展させ、持続可能な青森県づくりを推進するため、循環型・脱炭素化の推進や国内投資の拡大、生産性向上等に資する主要幹線道路

ネットワークや港湾、空港など、本県の産業、交流を支える社会基盤の整備・機能強化に取り組みます。

この他、ICTの活用やDXの導入による建設産業における労働力不足への対応や生産性の向上を図り、女性や若者があこがれる魅力的な建設業への変革に取り組みます。

◇「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」政策テーマ別の事業概要

しごと ～所得向上と経済成長～

■ 持続的・安定的な労働力の確保

① あおもりICT施工実践推進事業 【重点枠】 5,197千円

ICT施工の導入による県内建設企業の生産性向上を図るため、ICT施工技術の講習会等を実施するとともに、普及拡大のための活用セミナー、個別相談会、現場見学会等を開催します。



② 建設女子スキルアップ支援事業 【重点枠】 3,077千円

建設業への女性の入職及び定着を促進するため、建設女子スキルアップ研修、就業継続支援セミナー、女性目線での現場パトロール、建設産業の女性を取り巻く環境の実態調査等を実施します。



■ 若者を始め地域経済の未来を担う人財の還流と県内定着の促進

① 建設業の未来を担う人づくり推進事業 4,119千円

建設業の担い手を確保するため、テレビCM等の広報を実施するとともに、小・中学生を対象とした親子土木施設見学バスツアー、公開講座等のイベント、高校生と若手技術者との意見交換会、建設業で働く先輩から中・高校生に対する講演会等を開催します。



環境 ～自然環境との調和とその活用～

■ 吸収源対策の推進

① ブルーカーボン創生事業 【重点枠・新規】 5,280千円

青森港がある陸奥湾は良好なアマモ場として知られており、多くの二酸化炭素を吸収することが期待されていることから、アマモ場のカーボンクレジット化のモデル化事業を行います。

さらに、二酸化炭素を排出する企業に売買しその収入で、アマモ場の環境保全を行うなど、青森港の海域環境の改善に寄与するとともに温室効果ガスの削減効果にも寄与し、最終的には、この取り組みを青森港以外の陸奥湾全体に広がっていきます。



アマモ場

■ 生活を支える健全な水循環の確保

① ふるさとの森と川と海の保全及び創造推進事業 8,713 千円

地域の河川・海岸が美しく保たれるだけでなく、周辺地域等へのボランティア意識の高揚を図り、流域におけるパートナーシップを構築します。

交流 ～国内外とつながる交流・物流の拡大～

■ 観光の付加価値創出・向上

① 「未来の奥入瀬」ブランディング事業

【重点枠・新規】 18,385 千円



青楓山バイパス開通後の「未来の奥入瀬」や奥入瀬溪流の魅力・価値を学ぶツアー・講座を県民、特に小中高生を対象として実施するとともに、戦略的に国内外へ広報すること、これらを総合的にマネジメントするチームを構築することで、奥入瀬・十和田湖地域のブランディングにつなげます。



■ 国内外からの誘客の強化

① 世界とつながるクルーズ船寄港促進事業

【重点枠・新規】 28,373 千円

クルーズ船の寄港促進を図るため、クルーズ船の誘致活動と受入体制の強化などに取り組みます。



地域社会 ～持続可能な地域社会の形成～

■ 地域の強みを生かした地域づくりと人づくり

① 持続可能なまちづくり推進事業 【重点枠・新規】 9,257 千円

まちづくりの主体である市町村や地域住民等の機運醸成や、まちづくりを担う人材の育成とノウハウの集積化・ネットワーク化を図るとともに、UR 都市機構と連携しながら、実効性のあるまちづくりを支援します。

■ 楽しく体を動かしスポーツに親しむ環境づくりと競技力の向上

① 新青森県総合運動公園整備事業 548,734 千円

県民が年間を通して、継続的にスポーツに取り組める環境を充実させるため、新青森県総合運動公園の整備等を実施します。

令和5年11月に竣工した新水泳場は、県内初の日本水泳連盟公認の屋内50メートルプールであり、令和8年開催予定の「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」の水泳競技会場となるほか、子どもから高齢者、水泳初心者や障がい者の方々など、多様な利用者が目的に応じて、安全・安心に利用できる施設として、令和6年4月から供用を開始しています。



竣工した新水泳場

■ 「防災・減災、国土強靱化」の推進

① あおもり流域治水県民運動推進事業

【重点枠・新規】 3,420 千円

気候変動等により水災害が激甚化・頻発化している中、「流域治水」について、あらゆる流域関係者が自分事として関わりを深めていくため、県民をターゲットとしたPRを展開します。



流域治水 PR の例

② 道路補修事業、災害防除事業 3,014,830 千円

県民の安全・安心な道づくりを推進するために、災害危険箇所の防除や老朽化対策に取り組みます。

③ アセットマネジメント関係事業 3,244,161 千円

道路ネットワークを維持するため、橋梁アセットマネジメントによる計画的な橋梁補修と耐震補強を行います。

④ 道路交通安全施設整備事業 3,045,344 千円

通学路における事故危険箇所の解消や快適な歩行者空間の確保のため、歩道整備や交差点改良等の交通安全対策のほか、道路の無電柱化に取り組みます。

⑤ 積寒地域道路整備事業 5,551,118 千円

冬期における交通空間・歩行者空間を確保するために効果的な雪対策を実施し、冬期交通環境の改善を促進させます。

⑥ 河川、ダム、砂防、海岸事業 13,469,800 千円（整備 10,344,860 千円、管理 3,124,940 千円）

県民の安全・安心な県土の整備のために、自然災害等に備え、減災・防災及び老朽化対策を進めます。



岩木川水系十川



駒込ダム完成予定図



烏沢海岸



中六ヶ所沢砂防堰堤



白糠 4 号区域急傾斜地

⑦ 道路防災に係る緊急自然災害防止対策事業 4,592,000 千円

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に緊急に実施する必要がある地域内の道路で実施する対策事業。

⑧ 下北地域広域避難路確保対策事業 20,000 千円

災害時における下北地域の広域的な避難経路の確保を図るため、調査を行います。

⑨ 住宅耐震診断推進事業、住宅耐震改修促進支援事業 10,782 千円

昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅の耐震診断や耐震改修事業に要する経費の支援を行います。

⑩ ブロック塀等耐震改修促進支援事業 2,027 千円

避難路及び通学路等に面する危険ブロック塀等の除去、改修及び建替に要する経費の支援を行います。

■ 安全・安心を確保するインフラ機能の維持・強化

① スマート Aomori コンストラクション推進事業

【重点枠】 23,000 千円

最新のデジタル技術を活用し、インフラの維持管理や災害現場対応における効率化・迅速化と、建設現場における ICT 活用工事の普及・拡大等を図ることを目的に、「インフラ分野における UAV・3D データの活用」及び、「県内コンサルタント向け DX 講習会の開催」等を実施します。



■ 産業・交流を支える主要幹線ネットワークの整備

① 幹線道路ネットワーク整備事業 4,039,736 千円

広域交流の促進や地域間の連携強化を図るために、下北半島縦貫道路等の整備を推進します。

② 街路事業 1,575,862 千円

都市計画道路の改築等を実施します。



下北半島縦貫道路

■ 国内外との物流、観光を支える港湾・空港機能の強化



① 八戸港コンテナ物流機能強化事業

【重点枠】 24,173 千円

八戸港の利用を促進するため、八戸港への寄港数を増加させる船社、新たな貨物の輸出入を行う荷主企業及び、物流 2024 年問題に対応してトラック輸送から八戸港を利用するトライアル輸送へ補助を行い、併せてポートセールス等を実施します。

■ 快適に暮らせるまちづくりの推進

① 景観形成推進費 3,690 千円

良好な景観づくりを推進するため、景観の専門家を学校に派遣し、次世代を担う子供たちの景観に対する関心や正しい知識の普及啓発に取り組みます。

② 町村下水道事業緊急対策費補助 20,567 千円

公共下水道の普及を促進するため、町村の下水道事業債の償還に要する経費に対する補助を行います。

③ 空き家活用推進事業 【重点枠・新規】 10,485 千円

住まいに関するエンディングノート等を活用した多様な世代の空き家活用に対する意識の向上や空き家活用に携わる人材育成等の取組を行い、空き家の発生抑制及び活用促進に取り組む市町村の支援を行います。

国土強靱化関係予算

全国的に大規模な災害が頻発している中、本県においても令和3年8月の下北及び上北地域の豪雨災害、令和4年8月の津軽地方を中心とした県内全域の豪雨災害、令和5年7月豪雨での国道101号の土砂崩落による通行止めなど、大規模災害が頻発しているところです。

このように激甚化・頻発化する風水害等の自然災害から県民の生命・財産・暮らしを守るため、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と一体となって、河川流域内のあらゆる関係者と協働して取り組む「流域治水」の加速化・深化、災害に強い幹線道路ネットワーク機能の確保、インフラの老朽化対策やデジタル化など、「青森県国土強靱化地域計画」に位置付けている各種事業を切れ目なく実施して「安全・安心な県土づくり」を推進しています。

また、国庫補助対象外の施設の点検や小規模な箇所等についても緊急インフラ対策を集中的に実施するため、県単独費を確保し、一般公共事業と一体的に取り組めます。

令和6年度当初予算（一般会計）

（単位：千円、％）

区 分	令和5年度 当初(A)	令和6年度 当初(B)	増減額 (B)-(A)	伸び率
一般会計予算額	74,387,042	74,317,444	△ 69,598	△ 0.1
公共事業関係費	55,103,830	55,429,538	325,708	0.6
一般公共事業費	34,796,675	36,422,076	1,625,401	4.7
国直轄事業負担金	2,920,761	3,852,375	931,614	31.9
県単公共事業費	10,302,212	10,297,703	△ 4,509	0.0
災害公共事業費 （災害国直轄負担金含む）	7,084,182	4,857,384	△ 2,226,798	△ 31.4
施設等整備費 （県営住宅長寿命化 ほか）	2,638,182	1,396,265	△ 1,241,917	△ 47.1
基本計画重点枠事業費	151,711	276,513	124,802	82.3
その他経費	16,493,319	17,215,128	721,809	4.4
（うち緊急インフラ対策分）	(4,387,863)	(6,116,642)	(1,728,779)	39.4

2. 道 路

担当：道路課

本県を取り巻く状況をみると、これまでに経験したことのないスピードで進む人口減少、今後ピークに向かう超高齢社会、危機的な状況となっている少子化の進行、原油・原材料・物価高騰問題、激甚化・頻発化する自然災害など、立ち向かうべき様々な課題があります。

このような状況の下、令和5年12月に策定した青森県基本計画『「青森新時代」への架け橋』の政策テーマの一つに、「社会資本」～安全で利便性の高いインフラの整備～を掲げました。これまで以上に、県民の命と暮らしを守ることを最優先として、県民が日常生活で利用するインフラの整備や機能強化を着実に進めるとともに、あらゆる災害や危機に備えたインフラの強靱化を進めていくこととしています。

道路分野における具体的な取組として、ドローンやAIなどを活用した持続可能な「予防保全型インフラメンテナンス」への本格転換により重点的かつ集中的なインフラ老朽化対策の推進、広域交流の促進や地域間の連携強化を図る高規格道路の整備、代替性のある道路ネットワークの形成などがあります。

青森県基本計画に合わせて『青い森のみちづくり』を策定しており、そのなかで「青森のみちの将来像」として5つの基本方針・政策目標、その目標を実現するために定めた13の指標を定め、“命と暮らしが安全に守られる社会を支える道づくり”を目指して、効率的で効果的な事業の推進に努めてまいります。

※『青い森のみちづくり』は、青森県ホームページで公開しています。



1. 青森県の道路状況

県では、国が管理する直轄国道（国道4号、7号など）を除く一般国道12路線 約1,128km、県道232路線 約2,512 kmを管理しています。

県民の皆様の日常生活を確保するため、道路の清掃や穴埋めをはじめとする維持管理や、冬期間の安全な道路交通を確保するための除排雪作業を行っており、安全・安心な生活環境の確保を最優先とした道路管理に努めています。



◆青森県の道路現況

改良延長：5.5m以上（市町村道は5.5m未満も含む）

舗装延長：簡易舗装除く

R3. 3. 31現在

	路線数	実延長	改良状況		舗装状況		橋梁		トンネル	
		(km)	改良済み (km)	改良率 (%)	舗装済み (km)	舗装率 (%)	橋梁箇所	橋梁延長 (km)	箇所	延長 (km)
国道 (直轄管理)	5	329.9	329.9	100.0	329.9	100.0	284	13.6	6	2.0
国道 (県管理)	12	1,128.2	971.9	86.1	941.0	83.4	775	19.0	20	5.8
国道計	15	1,458.1	1,301.8	89.3	1,270.9	87.2	1,059	32.6	26	7.8
主要	47	1,240.2	972.0	78.4	830.7	67.0	660	18.8	8	2.7
一般	185	1,271.3	760.7	59.8	739.2	58.1	847	21.2	8	5.4
県道計	232	2,511.6	1,732.7	69.0	1,569.9	62.5	1,507	40.0	16	8.1
県管理計	244	3,639.8	2,704.6	74.3	2,510.9	69.0	2,282	59.0	36	13.9
国県道計	247	3,969.7	3,034.5	76.4	2,840.7	71.6	2,566	72.6	42	15.9
市町村道	34,076	16,117.3	9,704.2	60.2	4,005.5	24.9	4,469	65.4	10	1.3
合計	34,323	20,087.0	12,738.7	63.4	6,846.2	34.1	7,035	138.0	52	17.2

※指定区間国道には、4号、7号、45号の他に、101号の一部、104号の一部を含む。

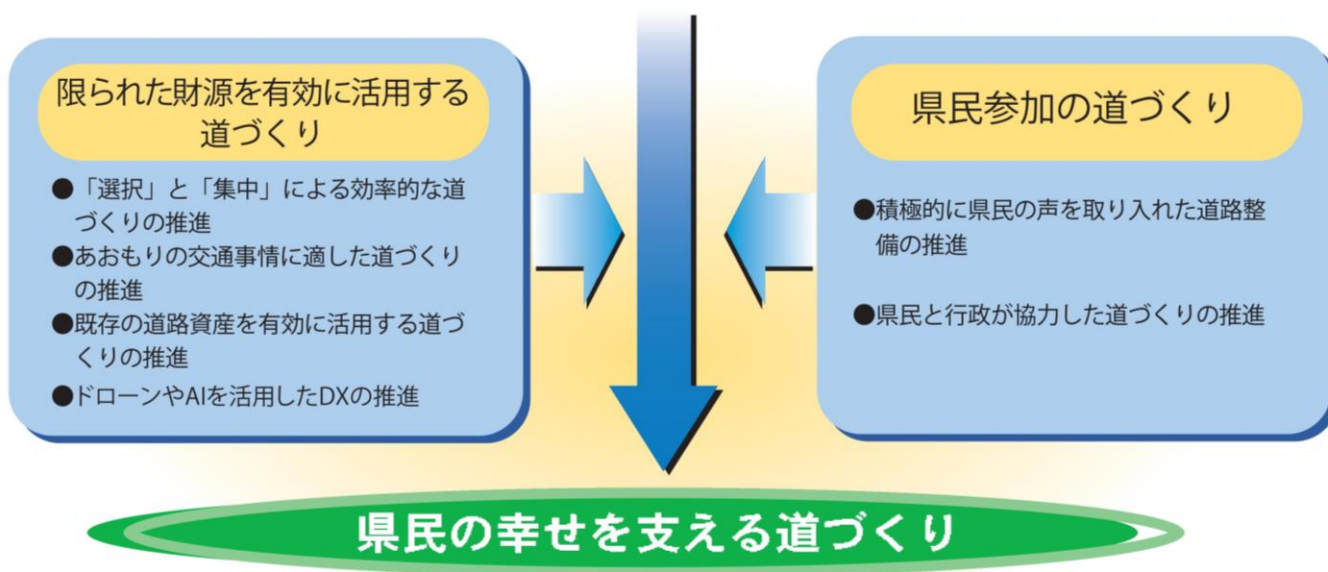
※有料道路を含む。国道（直轄管理）に百石道路を含む。一般県道に自転車道は含まない。

※端数整理の為、合計が合わない場合があります。

2. 道路事業の進め方

◆ “県民の幸せを支える道づくり” の基本方針（青森のみちの将来像）

基本方針（政策）	政策目標	事業概要
雪国あおもりの暮らしを支える道づくり	- 冬の青森に効果的な雪対策を実施します - 冬期交通に関する情報発信を迅速に行います。 - DXによる除排雪の体制を推進します。	除雪 雪寒
安心で快適な地域社会を形成するあおもりの道づくり	- 道路防災対策を推進し、安全安心な道路空間を確保します。 - 地域性を活かした都市基盤の整備や良好な景観を形成します。 - 事故危険箇所等における交通安全対策を推進します。 - 災害時における代替性のある道路網を確保します。	交通安全 耐震補強 橋梁補修 災害防除
次世代へつなぐ持続可能なあおもりの道づくり	- DXを活用した効率的な整備や持続可能な維持管理を行います。 - 次世代自動車に対応した道路整備を推進します。	メンテナンス A I 点検 自動運転
交流・物流の拡大と連携強化するあおもりの道づくり	- 主要幹線道路ネットワークの構築を推進します。 - 物流拠点や防災拠点・医療拠点へのアクセスを強化します。 - 市街地の円滑な道路交通を確保します。	高規格 改築 街路
自然環境と共生するあおもりの道づくり	- 貴重な自然環境を保護しながら道路空間を確保します。 - 地域資源の利活用につながる道づくりを進めます。	奥入瀬溪流 広域連携 渋滞対策

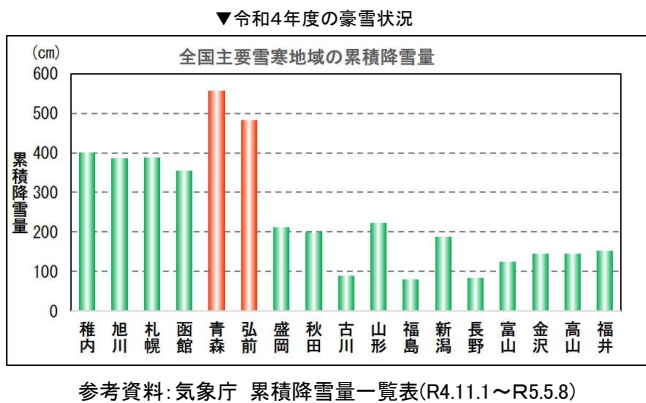


3. 主要事業の紹介

政策テーマ1 雪

雪国あおもりの暮らしを支える道づくり

青森県は全国でも有数の豪雪地帯であり、冬期交通、歩行者空間の確保は切実な課題です。県では、県内各地域県民局地域整備部管内に計544台の除雪機械を配置し、日夜除排雪作業に取り組んでいます。また、融・流雪溝や無散水消雪(ロードヒーティング)施設等を整備し、車道や歩道空間の確保に努めています。今後も、除排雪作業と施設整備を効果的に組み合わせ、効率的な雪対策に取り組めます。同時に、県民の皆様と協働した冬期対策を進めていきたいと考えています。



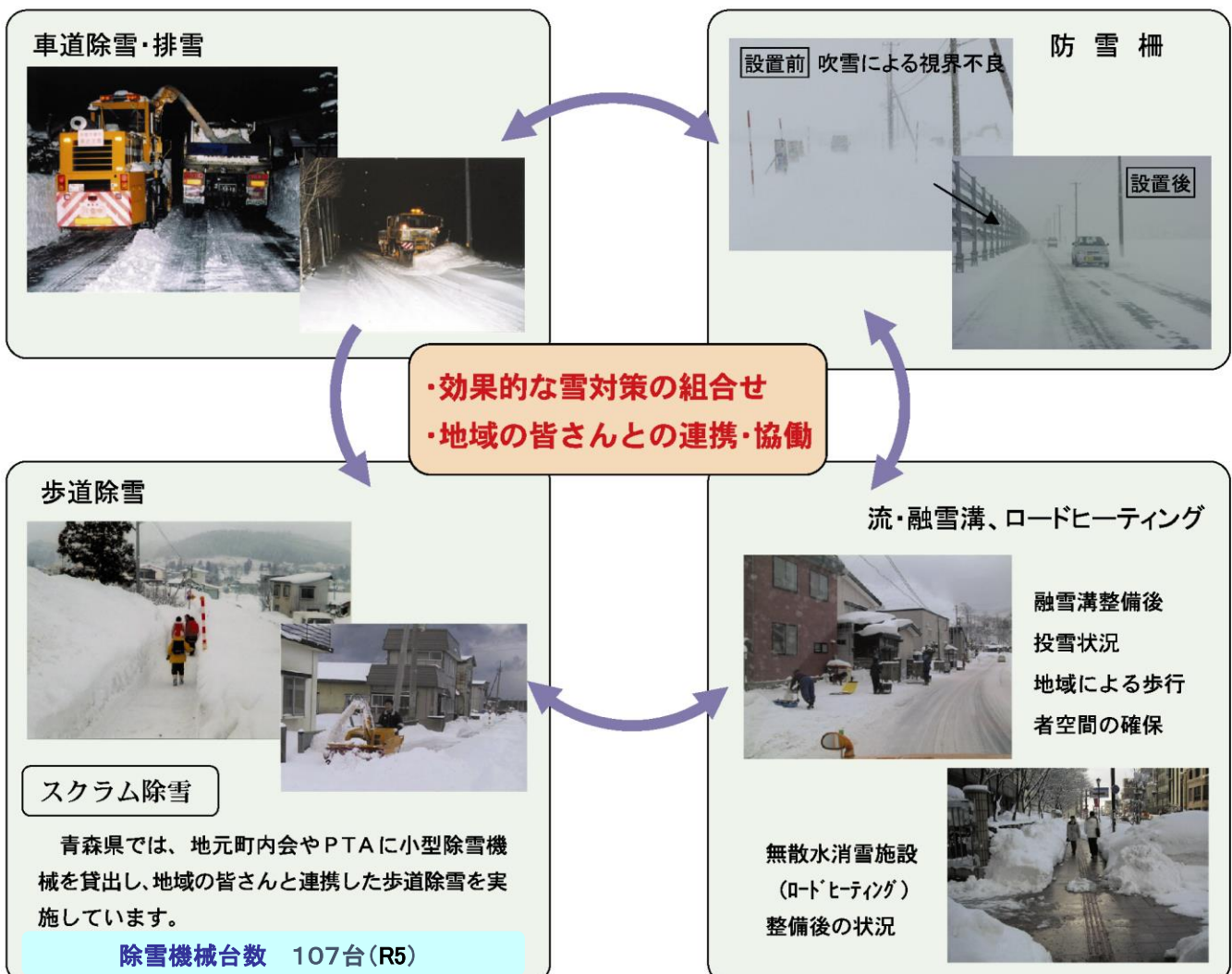
▼通常期-積雪期の道路状況比較



▼豪雪時の道路状況



■冬期交通、歩行者空間確保の取り組み事例



安心で快適な地域社会を形成するあおもりの道づくり

交通の円滑化、自転車や歩行者の交通安全確保のため、歩道整備やバリアフリー対策等を実施しています。また、災害時における緊急輸送ルートを確認するべく、斜面からの落石や崩落による道路災害の防止（災害防除事業）、地震時の安全を確保するための橋梁補修（耐震補強）などを実施しています。

■交通安全事業

通学路等における歩道整備、市街地の歩道の段差解消（バリアフリー対策）などを順次行い、快適な歩行者空間の確保と事故の防止を図っています。

◆事例

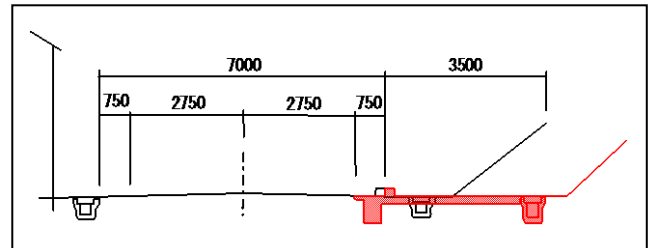
路線名：国道 394 号

箇所名：東北町大字乙供

（事業概要）

L = 750m

自歩道の整備を行うことにより、事故の軽減と園児・児童等歩行者の安全を確保した。



施工前



施工後

■災害防除事業

斜面からの落石や土砂の崩落などが発生した場合、通行止めにより、生活や産業に大きな影響を与えます。これを未然に防止するため、危険箇所に対して災害防止の対策を進めています。

◆道路防災点検

災害の発生が想定される箇所は、それぞれに番号を付けて管理しており、毎年点検を行っています。点検結果は防災カルテにとりまとめ、『要対策』と判定された箇所から優先的に対策工事を行っており、『対策不要』と判定されるまでは点検を継続して経過を観察しています。

▼落石防護柵



▼落石防護ネット



施工前



フリーフレーム
工法



施工後

■橋梁補修事業・橋梁架替事業

青森県橋梁アセットマネジメントに基づき、長寿命化による維持管理コストの削減、老朽橋梁の計画的更新を実施しています。

○橋梁の補修・維持修繕

劣化が進行している桁の補修、再塗装や床版、高欄の補修、予防保全としてのコンクリート表面処理などを計画的かつ効率的に行っています。

○老朽橋梁の架替

老朽橋梁の中でも劣化損傷が著しい橋梁について、緊急性に応じて順次架替を行っています。

○橋梁の耐震補強

地震時の橋梁被災を防止し、災害時の緊急ルートを確保するため、落橋防止装置の設置や、橋脚補強などの耐震補強を実施しています。



▲国道 280 号 西滝大橋 耐震補強の例



▲妙堂崎五所川原線 五所川原大橋 橋梁補修の例

■舗装補修事業

舗装は、交通荷重、気象などの作用を常に受け、また、舗装自体の老朽化などにより舗装路面が傷んでしまいます。舗装の傷みは、交通事故、交通騒音及び交通振動を発生させる原因になります。このため、舗装路面の状態を把握し、適切な舗装の維持修繕を行っています。

【整備イメージ】

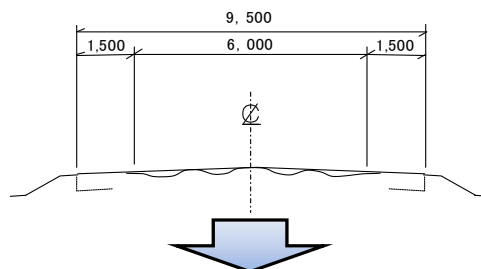
【修繕前】



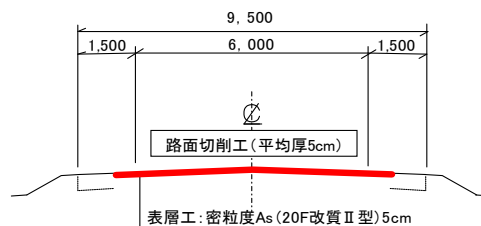
【修繕後】



【標準横断面】



施工の一例として、凸凹な表面を削りとり、新しい舗装を施工する



【橋梁アセットマネジメント】について

橋はこれまで、悪くなってから架け替えるということを繰り返してきました。しかし今までのやり方では、近い将来到来する橋の大量更新時代に対応することができません。

そこで、維持管理コストの最小化・平準化を基本戦略に定め、日常点検、清掃・維持工事等の日常的な管理や、定期点検、劣化予測に基づく計画的な管理等を実施し、橋をこまめに治療することで長生きさせ県民の資産である橋を効率よく運用できるよう取り組んでいるものです。

青森県の橋梁補修はこうした考え方に基づいて進めています。

ホームページで公開しています。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/doro/kyouryou-asset.html>



次世代へつなぐ持続可能なあもりの道づくり

市街地における渋滞解消のための道路整備や、都市機能の向上、快適な都市環境づくりに努めています。また、快適な歩行者空間確保と都市景観の向上、防災性の向上のため、電線共同溝等の整備により、無電柱化を進めています。

■渋滞の解消に向けて

主に市街地における渋滞対策として、バイパス整備や環状道路整備を推進しています。

- ・(主)八戸環状線



▲一般国道 340 号の渋滞状況

バイパスの供用により、八戸中心市街地への流入交通量が減少し、渋滞緩和が期待されます。

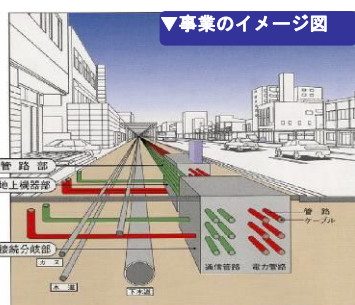


▲(主)八戸環状線糠塚工区開通状況
(平成 26 年 3 月 20 日開通)

■電線共同溝事業（CCB）

◆事業の効果

- ・安全で快適な通行空間の確保
- ・都市景観の向上、都市災害の防止
- ・情報通信ネットワークの信頼性向上
- ・観光振興、地域活性化 など



施工前



施工後

▼電線共同溝の実施例
国道 340 号[八戸市廿三日町]

下北半島縦貫道路（L1）約70km

区間	距離 (km)
むつ南BP (事業中)	L=8.7km
奥内BP (事業中)	L=11.0km
横浜北BP (事業中)	L=10.4km
横浜南BP (事業中)	L=7.0km
吹越BP	L=5.8km
有戸北BP	L=6.3km
有戸BP	L=6.3km
野辺地BP	L=6.9km
野辺地七戸道路 (事業中)	L=7.1km

※国施工

①半島性の解消、地域間交流の促進	②物流ネットワークの強化
青森市～むつ市間を概ね1時間で連絡	定時性の確保、安全性の向上
③救急医療体制の支援	④国家プロジェクトの支援
三次救急医療施設への連絡強化	エネルギー供給基地へのアクセス強化

- むつ南バイパス（L=8.7km、うちL=1.3km R1部分供用、L=2.1km R4部分供用）
むつ市街地で慢性的に発生している交通渋滞緩和を図るため、改良工事を推進し、事業中区間L=5.3kmの令和7年度供用を目指します。
- 横浜南バイパス（L=7.0km）
第1次緊急輸送道路の機能強化、救急医療施設へのアクセス向上を図るため、改良工事を推進し、令和7年度供用を目指します。
- 横浜北バイパス（L=10.4km）
（仮）横浜I.Cに直結する道の駅よこはまとの連携を図るため、改良工事を推進し、起点～（仮）横浜I.C間L=1.5kmの令和7年度供用を目指すとともに、（仮）横浜I.C以北の用地取得を推進します。
- 奥内バイパス（L=11.0km）

全体延長	L=約 70km
供用延長	L=28.7km
むつ南バイパス	3.4km
吹越バイパス	5.8km
有戸北バイパス	6.3km
有戸バイパス	6.3km
野辺地バイパス	6.9km
事業中区間	L=40.8km
むつ南バイパス	5.3km
奥内バイパス	11.0km
横浜北バイパス	10.4km
横浜南バイパス	7.0km
野辺地七戸道路	7.1km

A wide-angle photograph of a newly constructed asphalt road. The road features white lane markings, including a solid white line on the left and a dashed white line in the center. A concrete curb runs along the right side of the road, with a yellow and white striped bollard positioned at the edge. A black metal guardrail is installed along the right side of the road. In the background, there are tall evergreen trees and a clear blue sky. The road appears to be in a rural or semi-rural area.

自然環境と共生するあおもりの道づくり

～国道103号青樫山バイパス～

国道103号奥入瀬渓流区間は、観光シーズン時に渋滞や路上駐車が発生し、観光客が安心して散策できない状況にあります。また、現在迂回路となっている七曲区間は、つづら折りで幅も狭く、擦れ違いが困難な状況となっています。このため、県では、国道103号青樫山バイパス事業に取り組んでおり、平成25年度(2013年度)には、国の直轄権限代行事業として新規採択されました。

青樫山バイパスが完成することにより、安全な代替路が確保されるとともに、渓流区間へのマイカー等の乗り入れ規制が可能となります。令和5年度(2023年度)には、青樫山バイパス開通後を見据え、官民連携した、奥入瀬十和田湖地域の高付加価値化や、オールシーズン型滞在型観光を目指した事業構想を官民一体となって作成しております。



■奥入瀬自然博物館

「奥入瀬自然博物館 期間限定開催」と題して、渓流内でのマイカー交通規制を実施し、青樫山バイパス開通後の車のない上質な奥入瀬を一足先に来訪者に体験していただいたほか、青樫山BP開通後を見据えた、自然環境の保全と利活用の融合を目指すための社会実験を実施しております。



最新の道路情報をゲット! Xで道路情報を発信しています



道路課の取り組みを紹介中
ぜひ、フォローを!!

https://twitter.com/kendo_douro



通行規制情報を
リアルタイムでお届けします

https://twitter.com/aomoriken_douro



3. 県土保全

【わたしたちのふるさと“あおもり”を守るために】

担当：河川砂防課

1. 県土の状況

■地勢

青森県は県中央部に奥羽山脈が南北に連なっており、北方に伸びて夏泊半島、さらに陸奥湾を越えて下北半島に至ります。

秋田県との県境は、1,000m 内外の標高を有し、白神山地を形成しています。

八甲田山の東側は丘陵地であり、西側の岩木川流域は津軽平野となっています。

◆県内河川の指定状況

(令和6年3月現在)

区 分	水系数	河川数	延長(m)
一級河川	3	129	918,417
二級河川	79	157	1,003,370
合 計	82	286	1,921,787

◆県内海岸の概況

(令和5年3月現在)

所 属 別	海岸線延長(m)	海岸保全区域延長(m)
国土交通省 水管理・国土保全局	436,568	213,104
国土交通省港湾局	117,783	64,001
農林水産省農村振興局	19,864	18,994
水 産 庁	220,820	115,437
合 計	795,035	411,536

■気象

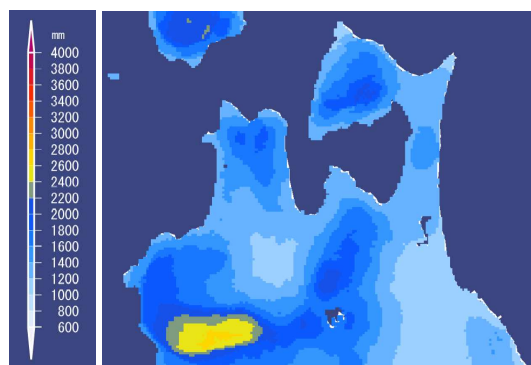
本州最北の緯度にあるため冷涼型の気候で、短い夏と低温で長い冬が特徴です。

しかし、山脈、半島、陸奥湾など地形的な複雑さと海流の関係で、太平洋側と日本海側及び陸奥湾沿岸地域によって、それぞれ気候に特色があります。

一般に日本海側は対馬海流の影響で太平洋側に比べて温暖で、冬の季節風を強く受けますが、積雪量はそう多くありません。ただし、内陸部は多雪地帯となっています。

太平洋側では、春の終わってから夏にかけて吹く偏東風（通称ーやませ）のため低温の日が多く、冷害に見舞われやすくなっています。

陸奥湾沿岸は年平均気温も低めで、積雪量も多くなっています。



●メッシュ年平均値図（降水量）(1991~2020)

<https://www.data.jma.go.jp/stats/etm/view/atlas.html>

2. 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

青森県は地域に根ざした生活と文化の源である森と川と海の密接なつながりを踏まえ、これを一体的に保全し、創造するため平成13年12月に「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しました。

この条例は、ふるさとの森と川と海を農林水産物の生産活動や人の生活と結び付いて地域文化を形成する基盤として位置付け、県民の豊かで潤いのある生活の礎となっているふるさとの森と川と海をすべての県民の参加の下に一体的に保全、創造しようとするものです。

施策の実施においては、ふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態で維持されることを基本とし、平成14年12月に「ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本方針」を定め、総合的な推進を図ることとしています。

■保全地域の指定及び保全計画の策定

◇自然環境が優れた状態を維持している森林、河川、海岸の区域のうち、特に重要な区域を保全地域として指定します。また、その地域での特定行為の届出に加え、保全をより将来にとって価値あるものにするため、保全計画を策定します。

■森と川と海の一体的な保全・創造施策の推進

◇地域特性に応じた樹種の植栽等を推進します。
◇地域の環境特性に配慮した多自然川づくりを実施し自然再生事業への取り組みをすることで、動植物の生息地・生育地を保全します。
◇子どもたちが自然とふれあい、遊びや自然体験ができる環境を創出するなど、人と自然との豊かなふれあいを確保します。

■森と川と海の調査の継続的实施

◇県民の参加を得ながら、保全地域を中心として継続的に実施します。

■普及啓発

◇教育用資料や学習の機会を提供するとともに、広報や啓発活動を実施するなど、森と川と海のつながりや人の生活との関わり等への関心と理解を深めます。

■ふるさと環境守人の委嘱

◇ふるさと環境守人による保全地域の巡視・啓発活動を実施します。

■民間団体等の活動の促進

◇ふるさとの水辺サポーター制度の推進など、県民、事業者、NPO、その他民間団体の活動が促進されるような措置を講じます。

県としてこれらの施策を推進するとともに、森・川・海に関わる国の関係機関等とも連携して施策に取り組むことにより、彩りある美しく安全な県土の実現を目指しています。



●「ふるさとの森と川と海保全地域」に関わるイメージ図

3. 流域治水プロジェクト

近年、激甚な水災害が全国各地で頻発し、また、気候変動の影響により、今後ますます水災害が激甚化・頻発化することが予測されています。

このような水災害リスクの増大に備えるためには、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、流域内のあらゆる関係者の協働によりハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進していくことが重要です。

青森県では、県が管理する全ての一級・二級水系において、各流域における取組の全体像を取りまとめた「流域治水プロジェクト」に基づき、国や市町村等の関係機関と連携しながら、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を実施します。



◇県管理河川の各流域内において各機関が連携しながら取組む「流域治水プロジェクト」の内容

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・ダム建設、河川改修
- ・樹木伐採・河道掘削
- ・既存ダムにおける事前放流
- ・土砂災害対策
- ・森林整備・治山対策
- ・雨水貯留浸透施設
- ・水田貯留
- ・下水道施設の老朽化対策・浸水対策 など

■被害対象を減少させるための対策

- ・浸水リスクを考慮した立地適正化計画
- ・水災害リスク情報の充実
- ・盛土構造物の保全 など

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・防災拠点の整備
- ・円滑かつ迅速な避難のための取組
- ・被害軽減のための取組 など

●あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」（イメージ）

4. あおもりの川

河川の整備の計画制度

「治水・利水・環境の総合的な河川整備」を柱とし、一級水系指定区間の河川整備計画、二級水系の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定を推進していきます。

河川整備計画の策定については、学識経験者や地域住民、地方公共団体の長の意見を反映させながら策定していきます。

■安心して暮らせる川づくり

◇河川激甚災害対策特別緊急事業

洪水により激甚な災害が発生した地域について、河川の改良事業を緊急に実施し、再度災害の防止を図ります。【中村川】

◇大規模特定河川事業

洪水氾濫の危険性が高い区間において、計画的・集中的な対策を実施し、早期に治水安全度の向上を図ります。【貴船川ほか2河川】

◇河川メンテナンス事業

樋門、樋管、水門、排水機場等の河川管理施設の老朽化対策を計画的に実施することにより、施設機能の確保を図ります。【新田名部川潮止堰】

◇広域河川改修事業

水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画的な河川改修を行い、治水安全度の向上を図ります。【馬淵川ほか6河川】

◇総合流域防災事業

個々の規模が小さい事業について、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進します【天田内川ほか1河川】



●中村川河川激甚災害対策特別緊急事業（鯺ヶ沢町）



●新田名部川河川メンテナンス事業（むつ市）

5. あおりのダム

青森県における年間降水量は 1,200mm 程度と全国平均より少ないものの、局地的な集中豪雨、台風、融雪などによる災害が多く、近年でも令和 4 年 8 月に大規模な水害に見舞われる等、毎年のように水害が発生しています。

また、本県における水利用は、生活用水、農業用水、工業用水のほとんどを河川水に依存しており、たびたび渇水被害も発生しています。

このためダムの整備を推進し、主要河川沿川の水害を軽減し、治水安全度の向上を図るとともに、生活用水等の安定的な確保に取り組んでいきます。



●世増ダム（平成 15 年度完成）

◆管理中のダム

ダム名	飯詰	遠部	下湯	川内	久吉	小泊	清水目	浅虫	世増
河川名	飯詰川	平川	堤川	川内川	津刈川	小泊川	野辺地川	浅虫川	新井田川
位置	五所川原市	平川市	青森市	むつ市	平川市	北津軽郡中泊町	上北郡東北町	青森市	八戸市
目的	F. N. W	F	F. N. W	F. N	F. N. W	F. N. W	F	F. N	F. N. W. A
型式	E	G	R	G	G	G	G	G	G
堤高	38.0m	43.0m	70.0m	55.0m	57.0m	33.5m	33.5m	9.0m	52.0m
総貯水容量	2,380 千 ³ m	1,420 千 ³ m	12,600 千 ³ m	16,500 千 ³ m	6,730 千 ³ m	400 千 ³ m	2,630 千 ³ m	300 千 ³ m	36,500 千 ³ m
完成年月日	S48. 3	S51. 3	H元. 3	H7. 3	H8. 3	H9. 3	H14. 3	H15. 3	H16. 3
総事業費	11.6 億円	20.2 億円	472.4 億円	202 億円	231 億円	62 億円	※77.1 億円	174 億円	613.6 億円

※県農林水産部施行

◆建設中のダム

区 分		建 設 事 業
ダ ム 名		駒 込
河 川 名		駒 込 川
位 置		青森市
目 的		F. N. P
型 式		G
堤 高		84.5m
総貯水容量		7,800 千m ³
工 期	実 調	S57～
	建 設	H5～



●駒込ダムイメージパース

●目的 F：洪水調節 N：流水の正常な機能の維持 P：発電 W：水道用水 A：かんがい用水

●型式 G：重力式コンクリート E：アースダム R：ロックフィルダム

6. あおもりの砂防

■土砂災害の歴史

青森県では、昭和50年8月に岩木山：百沢^{ひゃくざわ}（弘前市）で発生した土石流により22名の尊い命が犠牲となりました。その後も昭和52年、56年の低気圧や台風により甚大な被害が生じています。平成25年9月の台風18号に伴う豪雨では、後長根沢^{うしろながねさわ}（弘前市）で土石流が発生しましたが、砂防堰堤により土石流を捕捉し、下流域への被害を未然に防ぎました。

■土砂災害を防ぐために

①砂防事業

県内には、土石流危険渓流（土石流により多大な被害を発生させる可能性のある渓流）が645渓流存在しており、これまでに約30%の渓流で対策工事に着手しています。

砂防事業では砂防堰堤、床固工などにより土石流等の発生を未然に防ぎ、人々の安全な生活を守っています。

〔事業実施渓流：平川市小国沢 ほか26渓流〕



●白沢事業間連携砂防等事業（平川市）令和5年度概成

②地すべり対策事業

県内には、「地すべり危険箇所」（地すべりにより多大な被害が発生する可能性のある箇所）が64箇所存在し、これまでに約30%の箇所で対策工事に着手しています。地下水排除工、横ボーリング工等の対策工事により、地すべりの発生を防いでいます。

〔事業実施箇所：外ヶ浜町石浜3号区域 ほか2か所〕

③急傾斜地崩壊対策事業

県内には、「急傾斜地崩壊危険箇所」（がけ崩れにより多大な被害が発生する可能性のある箇所）が2,812箇所存在し、毎年、梅雨期や台風の豪雨時により多くのがけ崩れが発生しています。

今後も住民の生命・財産を守るため、緊急性の高い箇所から対策を実施していきます。

〔事業実施箇所：青森市川部区域 ほか14か所〕



●長崎区域急傾斜地崩壊対策事業（黒石市）令和5年度完成（R5概成箇所なし）

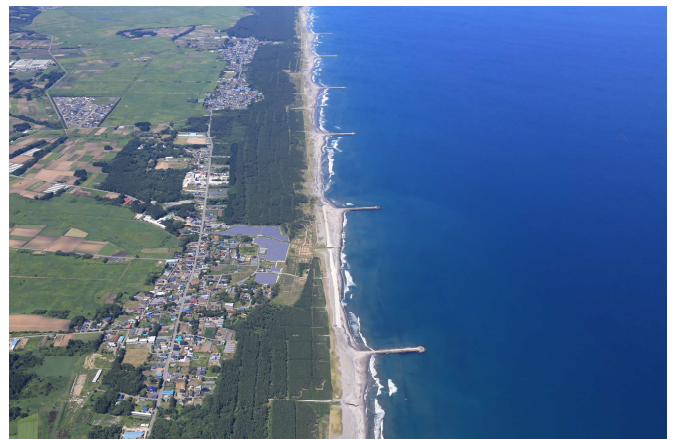
7. あおもりの海岸

■海岸事業

青森県の海岸は、沿岸の特性別に、津軽海峡に面した津軽半島と日本海に面した「津軽沿岸」、陸奥湾内の「陸奥湾沿岸」及び津軽海峡に面した下北半島と太平洋に面した「下北八戸沿岸」の3沿岸に分けられます。

多くの海岸で冬季風浪などによる海岸侵食が進んでいるほか、地震による津波や台風等による高潮、高波の危険にさらされています。

このため、沿岸毎の地域特性を生かし、文化的、風土的に良好な海岸空間を創造し地域住民の生活環境の向上を図る各種事業を積極的に進めています。



●三沢海岸の保全施設（ヘッドランド）令和元年度完成

令和6年度実施海岸事業

- 侵食対策事業：計1海岸（烏沢海岸）
- 津波高潮危機管理対策緊急事業：計1海岸（百石海岸）
- 海岸メンテナンス事業：計8海岸（石崎海岸、大和田海岸、大泊海岸、馬屋尻海岸、木明海岸、稲崎・入口海岸、下手浜海岸、原田海岸）

8. 速やかな災害復旧

■災害復旧事業

災害復旧事業とは、県及び各市町村が維持管理する河川・海岸・砂防及び道路等の公共土木施設において、暴風・洪水・地震その他異常な天然現象による被害が生じた際に、被害を受ける前の状態に速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保する事業です。

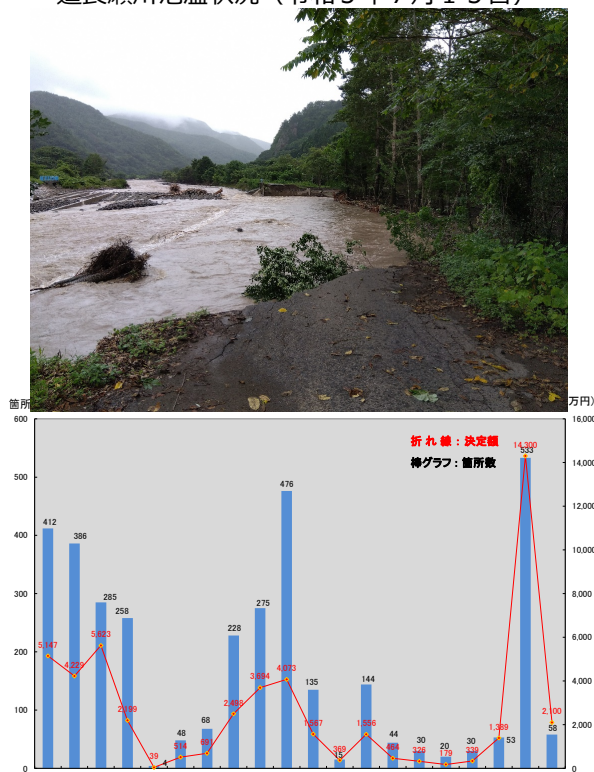
■令和5年発生災害の概要

令和5年7月15日からの大雨により、深浦町をはじめとする西北地域で被害がありました。

また、9月21日からの大雨により三八地域で被害がありました。

港湾、公園を除く公共土木施設の被災については、災害査定において、箇所数58箇所、決定額約21億円の採択を受けました。

追良瀬川氾濫状況（令和5年7月15日）



9. いざという時のために

■水防活動“どんな川でも油断は禁物”

堤防を造り、川幅を広げる等の河川の改修を進めても、川は絶対安全とはいえません。予想以上の大雨が降れば時折、洪水という形で私たちの暮らしを脅かします。この洪水から私たちの生命や財産を守る活動が「水防」です。

そのため、河川の雨量、水位などの各種情報をいち早く集め、各市町村の水防団の活動を迅速かつ的確に行うために「河川砂防情報提供システム」を運用しています。

●青森県河川砂防情報提供システム

PC <https://www.kasensabo.bosai.pref.aomori.jp/>

スマートフォン <https://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/smart/>

この情報等を基に、台風、高潮、大雨等の非常時には被害を最小限に抑えるため、各種連絡システムによる水防体制を確立しています。

〔県内の指定水防管理団体 32 団体（水防団員約 15,700 人）〕

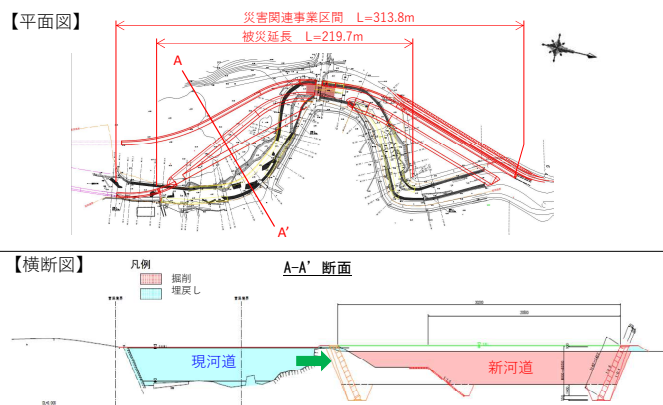
〔県内の水防倉庫数（直轄保管場所含む） 117 棟〕

■改良復旧事業の採択

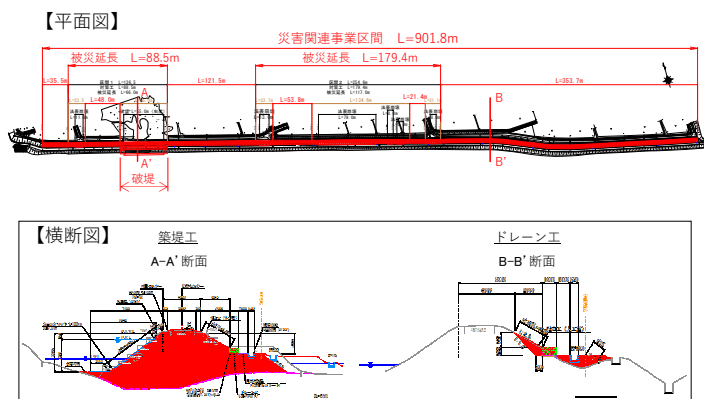
令和4年発生災害では、脇野沢川と中里川の計2か所で改良復旧事業が採択されました。脇野沢川災害関連事業は、河川の屈曲箇所を是正して河道拡幅を行い流下能力を確保するもので、中里川災害関連事業は、被災箇所に接続したぜい弱な堤防について、ドレーン工等の対策を行うものです。

このように改良復旧事業では、未災箇所を含む一連区間で、再度災害防止と安全度の向上が図られます。

・脇野沢川災害関連事業



・中里川災害関連事業



■土砂災害警戒情報で早めの避難を

土砂災害警戒情報とは、大雨警報発表中に土砂災害（土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊）の危険度が高まった市町村ごとに発表する情報です。市町村が行う防災活動や避難指示などの災害応急対策を適時適切に行えるように支援し、住民の自主避難の判断などに利用できる事を目的としています。

●水害・土砂災害～携帯メールで避難準備を～（メール通知サービス）

P C <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/bosai/email-de-hinanjunbi.html>

●土砂災害警戒情報システム

P C <https://www.dosya-keikai.pref.aomori.jp/>

■土砂災害防止法による警戒区域等について

土砂災害防止法に基づき、土砂災害から県民の生命・身体を保護するため、「土砂災害により危害を受けるおそれのある土地の区域」を明らかにし、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限をするほか、建築物の構造規制等のソフト対策を推進します。

■洪水浸水想定区域図

県では、これまでに洪水時に相当な被害を生じるおそれのある洪水予報河川及び水位周知河川（堤川など38河川）、並びに青森県県土整備部が管理する9ダムの下流域について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を指定、公表しました。

しかし、令和元年東日本台風等による豪雨では、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない小規模河川において氾濫被害が多数発生し、水害リスクの空白地帯における課題が明らかになったことから、青森県内の小規模河川約200河川を対象に、浸水想定区域を令和7年度末までに指定、公表することとしました。

- 洪水予報河川・水位周知河川の洪水浸水想定区域図について
PC <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/bosai/kouzuishinsuisoutei.html>

■津波浸水想定

津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう）の設定及び公表は、津波防災地域づくりに関する法律第8条で規定されています。

これまで全ての沿岸について平成27年3月までに設定・公表していましたが、令和2年4月に内閣府が「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル」を公表したことを踏まえ、津波浸水想定の見直しを行い、令和3年5月に公表しています。

- 津波浸水想定の設定
PC <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/tunami-sinsuisoutei.html>

■津波災害警戒区域

津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定に基づき、警戒避難体制を特に整備すべき区域として「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」を令和5年3月に指定しました。

警戒区域等の指定は津波による浸水リスクを表明するものではなく、すでに表明された浸水リスク（＝浸水想定）に対処し、より安全な地域づくりをしていくことを示すものです。

- 青森県の津波災害警戒区域
PC https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/2022d_tunami_keikai_kuiki.html

■土砂災害警戒区域等マップ

突然発生する土砂災害に対しては、土砂災害警戒区域等を把握して、日頃の注意が必要です。当県では平成22年度に1巡目の区域指定が済み、平成23年度から見直し調査(更新作業)を順次進めております。

警戒区域等は、区域のある市町村、地域県民局地域整備部及び県庁河川砂防課で公示図書により確認できます。

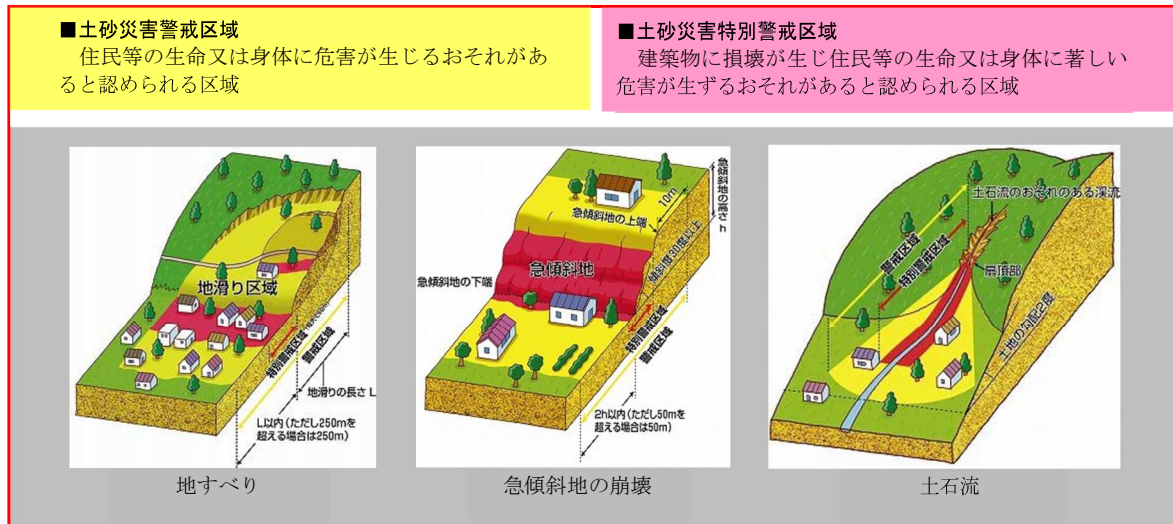
また、ホームページでも公開しています。

(※最近指定した区域については公開が遅れる場合があります)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について
P C http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/sabo_keikaikuiki.html

- 土砂災害警戒区域等マップ
P C <http://www.sabomap.jp/aomori/>

◆土砂災害警戒区域等の指定



10. 令和6年度の事業概要

①河川事業

補助事業としては、中村川で河川激甚災害対策特別緊急事業、貴船川ほか2河川で大規模特定河川事業、新田名部川で河川メンテナンス事業を実施します。また、交付金事業としては、馬淵川ほか6河川で広域河川改修事業、天田内川ほか1河川で総合流域防災事業を実施します。

県単独事業としては、河川改良事業や河川維持管理事業等を実施します。

②ダム事業

駒込ダム建設事業を推進するほか、現在までに完成した9ダムの維持管理事業等を実施します。

③砂防事業

中泊町嗽沢ほか21溪流で通常砂防事業、むつ市大荒川ほか4溪流で火山砂防事業のほか、総合流域防災事業により県内全域で緊急改築事業等を実施します。

④地すべり対策事業

外ヶ浜町石浜3号区域ほか2か所で地すべり対策事業を実施します。

⑤急傾斜地崩壊対策事業

青森市川部区域ほか14箇所において急傾斜地崩壊対策事業を実施します。

⑥海岸事業

交付金事業としては、烏沢海岸で侵食対策事業、百石海岸で津波高潮危機管理対策緊急事業を実施します。また、補助事業としては津軽沿岸海岸（石崎海岸、大和田海岸、大泊海岸）、陸奥湾沿岸海岸（馬屋尻海岸、木明海岸）、下北八戸沿岸海岸（稲崎・入口海岸、下手浜海岸、原田海岸）の8地区海岸で海岸メンテナンス事業を実施します。

県単独事業としては、磯松海岸等で海岸維持事業を実施します。

⑦ふるさとの森と川と海の保全及び創造推進事業

ふるさと環境守人委嘱、河川・海岸におけるふるさとの水辺サポーター制度の推進等を実施します。

4. 港 湾

【地域の活性化を支援する港湾】

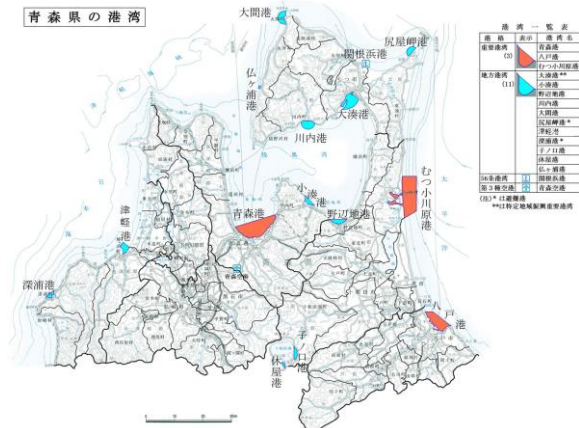
担当：港湾空港課

1. 港湾の概況

青森県は三方を海に囲まれており、それぞれの地域に密着した港湾が整備されてきました。

現在、青森港、八戸港及びむつ小川原港の重要港湾があり、この他に地方港湾が11港あります。このうち、深浦港と尻屋岬港は避難港に指定されています。

青森県の港湾



2. 青森の港湾ビジョン

港湾を取り巻く国内外の環境の変化に対して、青森県における港湾の目指す方向性を明確にするため、平成18年4月に「青森の港湾ビジョン」を策定し、下記の項目を柱とした各港湾の将来構想を示しています。

1. 国際物流機能の強化
2. フェリー機能の高度化・高付加価値化及びRORO船の活用
3. 新しい産業の振興
4. みなとづくり・ひとづくりの全県的展開
5. 港を活かした観光振興
6. 臨海部における防災機能の強化

■青森港

古くから本州と北海道とをつなぐ青函物流の拠点として重要な役割を果たしており、フェリーが1日16便運航しています。これに加え、令和5年から室蘭航路が1日2便運航しています。

新中央埠頭では、平成15年8月にクルーズ船が利用可能な耐震強化岸壁を供用開始しました。さらに、平成31年4月には青森港国際クルーズターミナルを供用開始し、令和5年のクルーズ船寄港数は35隻で東北一となっています。

浜町埠頭では、平成29年10月に、環境に配慮した雪処理機能を兼ね備えた親水緑地を供用開始しました。

青森港駅前干潟については、水質の浄化や海辺の環境再生、新たな親水空間の創出を図るため、令和3年7月に供用開始しました。完成後は、県が事業者公募により決定した民間事業者が、拠点施設を運営するとともに、干潟の清掃や水生生物の豊かな海づくりにつながるイベントを実施することにより、地域の子どもから大人までが集う賑わいの場所として、持続的に活用していきます。



●青森港

■八戸港

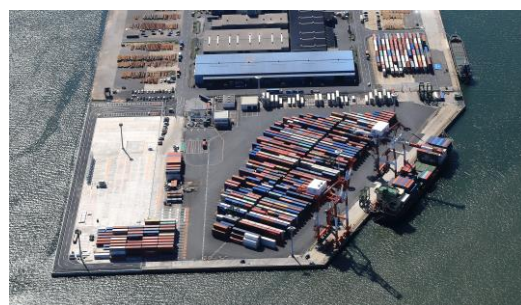
商業港、工業港及び漁港としての機能を備え、定期コンテナ航路については韓国・中国航路に加え、韓国航路が平成27年10月に就航したほか、東京港、横浜港との国際フィーダー航路が就航しており、北東北の国際物流拠点港としての重要性が高まっています。平成27年4月には液化天然ガス(LNG)輸入基地「八戸港LNGターミナル」が営業運転を開始し、エネルギー供給拠点としての役割も増えています。

八戸 - 苫小牧の定期フェリー航路は1日4便運航し、トラック貨物輸送の重要な航路として役割を果たしています。近年はRORO船の定期便が増加しており、更なる取扱貨物量の増加が期待されています。

港湾整備については、航路泊地の浚渫工事及び土砂処分場の整備、岸壁や臨港道路などの港湾施設の老朽対策を進めています。



●八戸港



●コンテナターミナル（八戸港）

■むつ小川原港

石油国家備蓄基地や核燃料サイクル施設等のむつ小川原開発の拠点となる開発港湾です。低レベル放射性廃棄物の受け入れ、砂等の建設資材の移出に利用されています。



●むつ小川原港

■津軽港（旧 七里長浜港）

津軽地域の拠点港となる港湾であり、石灰石や砂利・砂等の建設資材が主な取扱貨物となっているほか、近年は風力発電資材の取扱いも増えています。



●津軽港(令和元年12月 港名変更)

■大湊港

下北開発を担う港湾として、特定地域振興重要港湾に選定されています。防災拠点としての避難緑地等が整備され、「みなとオアシス」にも認定されており、地域の活性化に寄与しています。



●大湊港

■仏ヶ浦港

下北半島国定公園の名勝地「仏ヶ浦」観光における観光船の航行安全性の向上と観光船利用者の利便性向上を図り、地域活性化に資するため、防波堤等の整備を進めています。



●仏ヶ浦港

■尻屋岬港

避難港に指定されている港湾です。以前は石灰石の取扱いが盛んでしたが、最近では主に風力発電資材が取扱われています。



●尻屋岬港

■野辺地港

県内有数のホタテ養殖漁業基地として、船溜り等が整備されています。馬門地区においては、越波対策として離岸堤の嵩上げ工事を進めています。



●野辺地港

5. 空 港

【北東北の拠点空港を目指して】

担当：港湾空港課

1. 青森空港の概要

青森空港は、昭和 39 年 11 月に開港し、平成 26 年 11 月には、開港 50 周年を迎えました。主な経緯は昭和 62 年 7 月に滑走路 2,000m で新空港が開港し、平成 2 年 3 月には滑走路 2,500m で供用開始し、平成 17 年 4 月には冬期間の更なる安全性と確実性を確保するために滑走路 3,000m で供用開始しています。

また、平成 19 年 3 月には計器着陸装置の 카테고리Ⅲが供用開始し、濃霧による欠航が改善されて利用者の信頼性・確実性が向上しました。

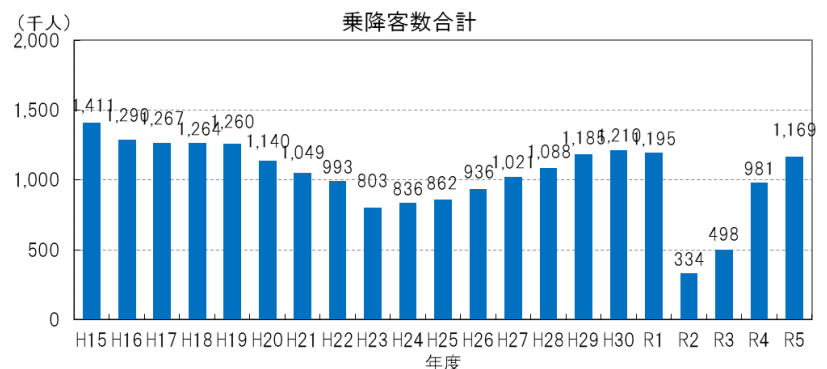
令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大により青森空港の乗降客数が減少していましたが、令和 5 年度は 4 年ぶりに 100 万人を突破しました。



◆青森空港の施設概要 (R6 年 4 月現在)

所在地	青森市大谷 ～ 浪岡王余魚沢地内
標点の位置	北緯 40 度 44 分 00 秒 東経 140 度 41 分 19 秒 標高 198.1m
管理面積	A=242ha
基本施設	着陸帯 3,120×300m 滑走路 3,000×60m エプロン大型（3 バース） 中型（1 バース） 小型（2 バース）
無線施設	ILS（カテゴリⅢ）VOR/DME

◆青森空港の乗降客数推移



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和 2 年度から乗降客数は減少しましたが、令和 5 年度には、約 117 万人と、新型コロナウイルス感染症流行前と同水準となっています。

2. 高速交通基盤の拠点としての青森空港

令和6年3月末現在、青森空港発着の定期便は、平成26年7月に大阪線・札幌線がダブルトラック化、令和元年7月に台北便、令和2年3月に神戸便が就航し、国内線は5路線、国際線は運休中の路線を含め2路線が就航しています。

国内各地域及び世界を結ぶ高速交通基盤の拠点としての重要な役割を担っています。

◆青森空港からの航空路線図



3. 計器着陸システム「CAT-Ⅲb」

○カテゴリーとは

計器着陸装置(ILS)による進入方式は、視界が悪い時でも地上からの電波によって航空機を誘導するシステムであり、その精密さのランクをカテゴリー(CATと表記)で表し、CAT-I からCAT-Ⅲに分類されます。さらにCAT-ⅢはⅢa、Ⅲb、Ⅲcに分かれています。

○地方管理空港初のCAT-Ⅲ

現在、国内の空港では新千歳空港、釧路空港、成田国際空港、羽田空港、中部国際空港、広島空港、熊本空港がCAT-Ⅲbで運用されており、青森空港では、平成19年度よりCAT-Ⅲaで運用され、国内4番目、地方自治体が設置・管理する地方管理空港としては初めてのCAT-Ⅲを運用する空港となっています。

現在は、平成24年7月からCAT-Ⅲbに格上げされ、運用しています。

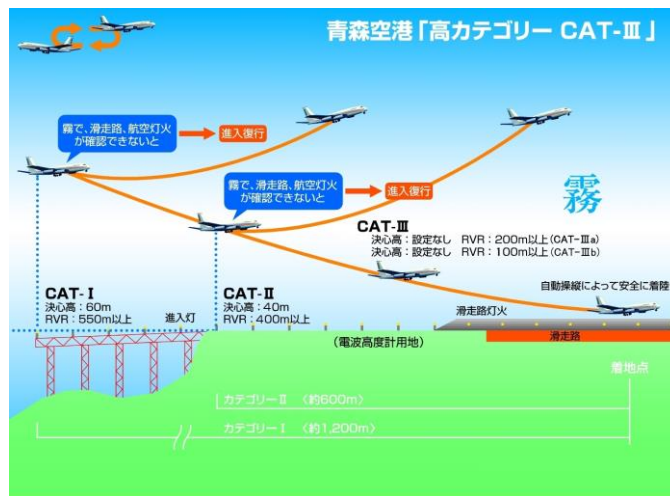
○その効果は

これまでは滑走路視距離(RVR)が550m必要でしたが、現在は100mで着陸可能となりました。

濃霧が発生する4月～12月において、CAT-Ⅲ供用前の5年平均では、濃霧により110便が欠航していましたが、平成19年の供用後、濃霧による欠航便数がCAT-Ⅲ対応機についてはゼロとなり、効果が存分に発揮されています。

	H29 年度	H30 年度	R01 年度	R02 年度	R03 年度	R04 年度	R05 年度
CAT-Ⅲによる欠航回避便数	148	77	150	64	154	196	182

CAT-Ⅲbのイメージ



滑走路視距離(RVR)のイメージ

滑走路視距離(RVR) 550m



滑走路視距離(RVR) 200m



6. 都市計画

【みんなでつくる すみよいまち】

担当：都市計画課

1. 都市計画

土地の利用や建物の建て方のルール、道路や公園などの計画を進めています。

魅力あるまちづくりを進めるため、市町村や県が住民のみなさんの意見を聴いた上で定めています。

■都市計画の基本方針

魅力あるまちづくりを進めていくためには、都市全体を将来どのようにしていきたいかを具体的に構想し、それを実現するため土地利用の規制・誘導、都市施設の整備などを計画的に行うことが重要です。このため、都市計画のマスタープラン(「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「市町村の都市計画に関する基本的な方針」)が大きな役割を担います。

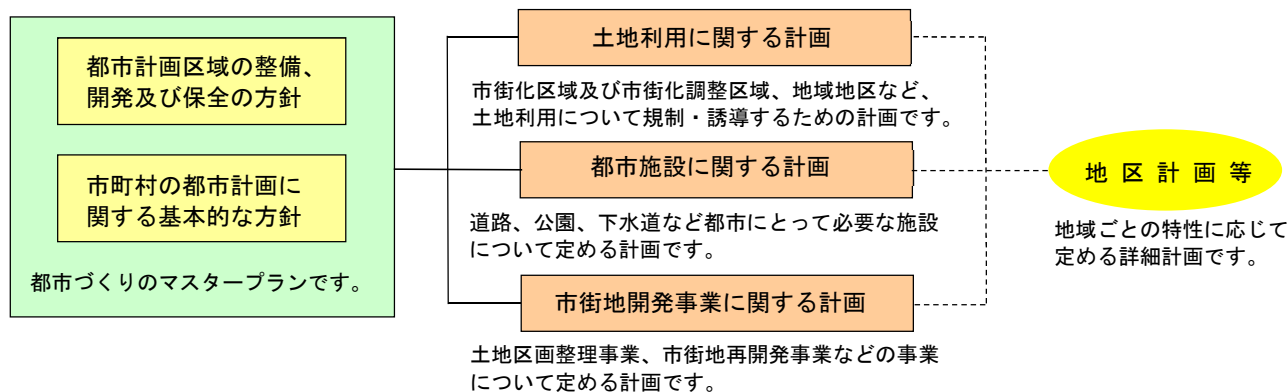
■都市計画区域

市町村の境界に関係なく一つの都市として、整備、開発、保全する区域で、都道府県が指定します。

この区域において、都市計画のマスタープランを実現するために、市街化区域と市街化調整区域の区分や、地域地区という面的な土地利用計画を定めて規制と誘導を行います。

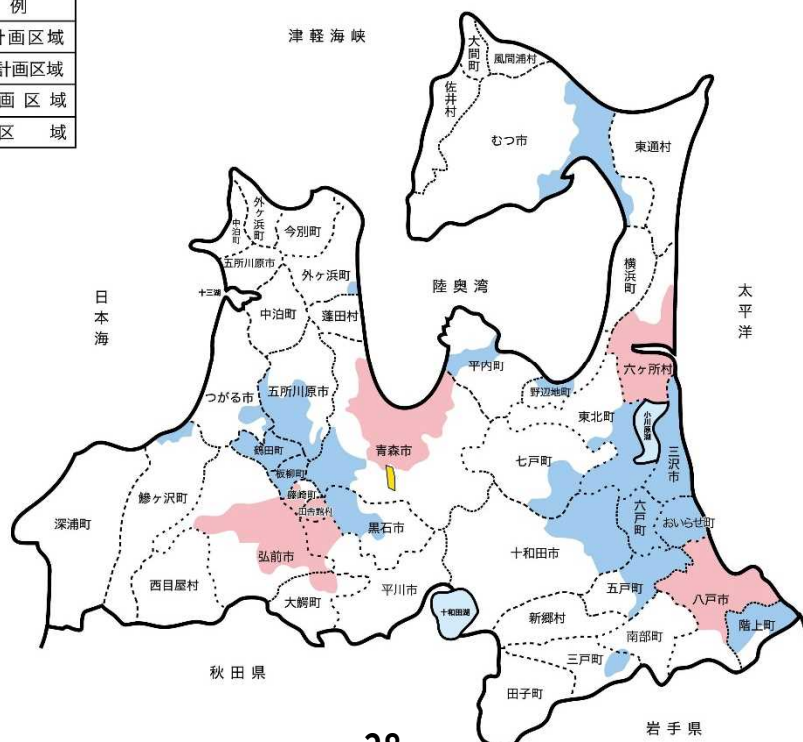
本県の都市計画区域は、令和6年3月末現在、24都市計画区域、10市16町2村(県土の約25%)が指定されています。また、県全体の人口の約86%が区域内に住んでいます。

◆都市計画の体系



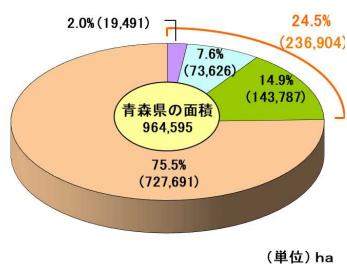
◆都市計画区域図

凡	例
	線引き都市計画区域
	非線引き都市計画区域
	準都市計画区域
	行政区域

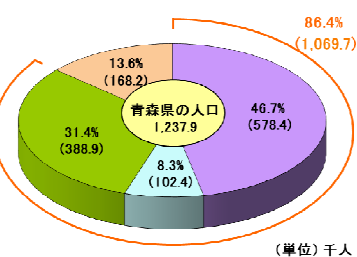


◆都市計画区域の面積と人口

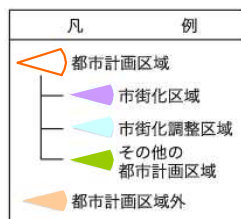
●都市計画区域面積



●都市計画区域人口



面積は令和6年3月末現在。
人口は令和2年国勢調査による。



区など多くの種類があります。

これらを決定した後は、建築確認などの手続きをと
おして規制・誘導を行い、計画の実現を図ります。

◆主な用途地域（13種類から抜粋）

第一種低層住居専用地域



高さの低い住宅の良好な
環境を守るための地域で
す。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅の良好な環境
を守るための地域です。

第一種住居地域



住宅の環境を守るための
地域です。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、
百貨店、事務所など商業
等の利便の増進を図る地
域です。

準工業地域



主に軽工業等の環境悪化
の恐れのない工業の業務
の利便を図る地域です。

工業専用地域



専ら工業の業務の利便の
増進を図る地域です。住
居、店舗等は建てられま
せん。

2. 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分

一般に「線引き」と呼ばれている制度で、都市計画区域を、既成市街地の区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化すべき区域である「市街化区域」と当面市街化を抑制すべき「市街化調整区域」とに区分するものです。これは、無秩序な市街地の拡大を防止して計画的な市街地の形成を図るもので、市街化調整区域では例外的なものを除いて宅地開発や建築が厳しく制限されます。この区域区分を定めた都市計画区域を「線引き都市計画区域」、定めていない都市計画区域を「非線引き都市計画区域」といいます。

◆線引き都市計画区域・非線引き都市計画区域の決定状況

線引き 都市計画区域	青森（青森市）、弘前広域（弘前市、藤崎町、大鰐町、平川市、田舎館村）、八戸（八戸市）、六ヶ所（六ヶ所村）
非線引き 都市計画区域	浪岡（青森市）、黒石（黒石市）、五所川原（五所川原市）、十和田（十和田市）、三沢（三沢市）、むつ（むつ市）、つがる（つがる市）、平内（平内町）、蟹田（外ヶ浜町）、鰺ヶ沢（鰺ヶ沢町）、板柳（板柳町）、鶴田（鶴田町）、野辺地（野辺地町）、七戸（七戸町）、六戸（六戸町）、東北（東北町）、おいらせ（おいらせ町）、三戸（三戸町、南部町）、五戸（五戸町）、階上（階上町）

3. 地域地区

市街地及び市街化が見込まれる区域において、活発な都市活動や良好な都市環境を維持するため、建築物の用途や構造の制限、あるいは開発行為の制限などを行う地域や地区を定めるものです。

最もよく知られているのが用途地域で13種類ありますが、このほかにも風致地区、防火・準防火地域、臨港地

4. 都市施設

都市施設とは、交通施設（道路、都市高速鉄道、駐車場等）や公共空地（公園、緑地等）、供給処理施設（水道、下水道等）などの都市における生活や都市機能を維持していくために必要な施設です。このような施設のうち必要なものを都市計画で定めています。

5. 都市計画事業

■街路事業

都市基盤施設で最も基本となり、街づくりや都市生活の骨格となる街路の整備を行います。

街路…都市計画法に基づき都市計画施設として定められた道路（都市計画道路）のうち都市計画事業として整備される道路

◆整備状況

(km)

全 国 (R4.3)	計 画	71,308	
	改 良 済	47,952	(改良率 67.2%)
青 森 県 (R4.3)	計 画	1,203	
	改 良 済	681	(改良率 56.6%)

資料：都市計画年報



都市計画道路 3・5・1 号 沼館三日町線(八戸市)

■まちなかウォーカブル推進事業

車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲において、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する事業です。本県では現在、3市4地区において、事業が進められています。



むつ市 田名部まちなか地区

R3 年度撮影

■土地区画整理事業

計画的に住みやすい街をつくるために、建物が建つ敷地とこれを支える道路や公園などの公共施設を一体的に整備します。

本県では現在地方公共団体施行により1地区で事業が進められています。

◆土地区画整理事業実績

(ha)

	区画整理着工市街地	その他市街地
全 国 (R4.3)	397,108.3 (21.2%)	1,476,988.6 (78.8%)
青森県 (R4.3)	4,249.1 (14.7%)	24,740.0 (85.3%)

※市街地は、都市計画法上の市街化区域及び用途地域
資料：都市計画年報

◆青森県着工実績

R3	4152.4(77地区)	96.7 (1地区)
R4	4152.4(77地区)	96.7 (1地区)
R5	4152.4(77地区)	96.7 (1地区)

■ 施行済 ■ 施行中 (ha)

八戸駅西土地区画整理事業（八戸市）



R4 年度撮影

■都市構造再編集・中支援事業

市町村が、その自主性・裁量を十分に発揮し、地域の状況に応じたまちづくりを実施することができる市町村主体の事業です。本県では現在、5市町村5地区において、事業が進められています。



青森市 青森駅ビル内自由通路

R6 年度撮影

7. 都市公園

【豊かなみどりでつづる青い森計画】

担当：都市計画課

1. 都市公園の役割

都市公園は、健康で文化的な都市環境を形成するうえで不可欠かつ重要な都市内の空間であり、都市での生活に対して潤いや憩いを提供するほか、周辺環境への負荷の軽減や、暮らしの中における安全・安心の確保、少子・高齢化への対応など、多様かつ総合的な調整機能を担っています。

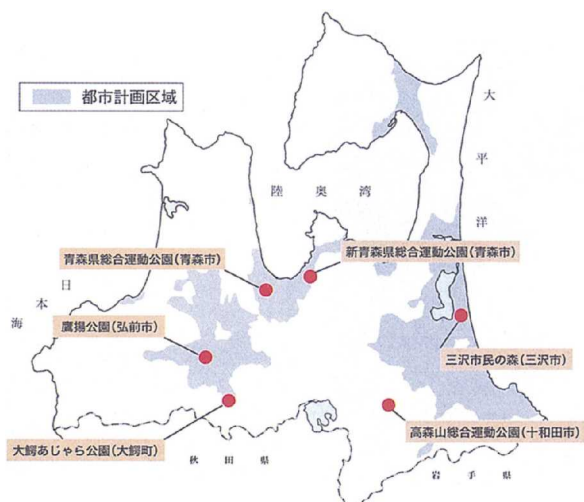
また、災害時には、避難地や避難路及び火災の延焼を遮断する空間としての機能を発揮するほか、被災者の救援活動の拠点となるなど、重要な施設として活用されます。

2. 都市公園の種類

都市公園にはいろいろな種類がありますが、概ね以下のように分類されます。

住区基幹公園	半径 1km 程度の徒歩圏内に住む人々が利用する概ね 10ha 未満の比較的小規模で身近な公園です。 ・青い森公園、館鼻公園、水源地公園など
都市基幹公園	市町村全域の住民が、休養、鑑賞、散歩、遊戯、運動などに利用する概ね 10ha～75ha の中規模な公園です。 ・鷹揚公園、こどもの国、いちよう公園など
大規模公園	複数の市町村に住む広範囲の住民が利用する概ね 50ha 以上の大規模な公園です。 ・青森県総合運動公園 ・新青森県総合運動公園 ・大鰐あじやら公園
その他	緩衝緑地、緑道、広場、動植物園、風致公園等それぞれの目的に応じて設置される公園です。 ・猿賀公園、中央アップルモール、駅前公園、三本木霊園など

◆青森県の主な都市公園◆



3. 整備方針

都市部における快適な緑環境を確保するとともに、子どもや高齢者、障害者など、公園を利用する全ての人々が共に楽しみ、憩い、安らぐ空間を提供するため、日常生活に密着した比較的小規模な公園や、レクリエーション活動、自然散策、運動などを行う中規模な公園、及び、歴史や文化の情報発信、全国レベルや国際規模の競技大会に必要な、地域の特色を活かした大規模な公園等の整備を行います。

大規模公園【県営】



●新青森県総合運動公園（全景：青森市）



●新青森県総合運動公園（総合体育館屋内 50m プール：青森市）

4. 県営都市公園の概要

公園名	公園種別	都市計画決定面積	開園面積	備考
青い森公園	近隣	1.8ha	1.8ha	S60年6月一部開園 H6年12月開園
青森県総合運動公園	広域	74.8ha	66.0ha	未供用区域(8.8ha)
	遺跡区域		(33.3ha)	H7年10月開園、H14年11月縄文時遊館開館
	芸術区域		(12.6ha)	H18年7月開園、青森県立美術館開館
	運動施設区域		(20.1ha)	S53年2月開園
新青森県総合運動公園	広域	86.0ha	81.2ha	H15年1月 27.9ha 開園(青い森アリーナ等) H21年4月 31.5ha 追加開園(多目的広場等) H24年4月 3.2ha 追加開園(球技場) R元年9月 18.4ha 追加開園(陸上競技場)
計3箇所		162.6ha	149.0ha	

都市基幹公園



●鷹揚公園(弘前市)

その他(緑道)



●中央アップルモール(板柳町)

大規模公園【県営】



●青森県総合運動公園 (遺跡区域：青森市)

住区基幹公園【県営】



●青い森公園(青森市)

住区基幹公園



●館鼻公園(八戸市)

その他(広場)



●新青森駅前公園(青森市)

8. 下水道

【すてき 快適 青い森の下水道】

担当：都市計画課

下水道は、家庭や工場から排出される汚水を処理場で浄化して川や海に放流することにより、公共用水域の水質保全を図ります。

また、トイレの水洗化により、清潔で快適な生活環境を確保します。

さらに、雨水を速やかに川に排除することにより、街を浸水の被害から守る役割も担っています。

このように、下水道は、私たちの日常生活に不可欠な都市基盤施設です。

1. 青森県の下水道事業実施状況

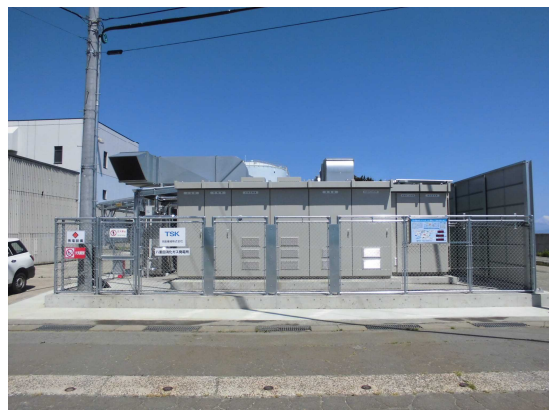
青森県の下水道は、昭和27年に青森市が事業に着手して以来、令和4年度までに県内40市町村のうち32市町村が事業を実施しています。

県事業としては、広域のかつ効率的に整備を進めるため、昭和54年度に岩木川流域下水道事業、昭和56年度に馬淵川流域下水道事業に着手し、それぞれ昭和62年度及び平成3年度に供用を開始しています。

また、日本の代表的な景勝地である十和田湖の水質を保全するため、昭和55年度に秋田県と共同で十和田湖特定環境保全公共下水道事業に着手し、平成3年度に供用開始しています。



●汚泥焼却設備(青森県岩木川浄化センター)



●消化ガス発電施設(青森市八重田浄化センター)



●下水道の日施設見学(青森県岩木川浄化センター)

■青森県の下水道普及率

事業を実施した32市町村全てが供用開始しており、本県の下水道普及率は62.9%となっています。

しかし、市部の普及率69.9%に対して、町村部は38.5%と低いいため、町村部での普及促進をめざしています。

◆青森県と全国の下水道普及率の推移

年 度	S55	H元	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4
全 国 (%)	30.0	42.0	49.0	58.0	66.7	72.7	77.0	79.3	79.3	80.1	80.6	81.0
青 森 県 (%)	9.6	20.5	27.4	36.2	45.7	52.2	57.0	60.5	61.0	61.7	62.3	62.9
うち市部 (%)	—	32.6	40.3	49.9	57.5	60.3	64.4	67.7	68.0	68.6	69.2	69.9
うち町村部 (%)	—	0.7	5.0	11.5	23.7	26.4	32.2	36.0	37.2	37.8	38.2	38.5

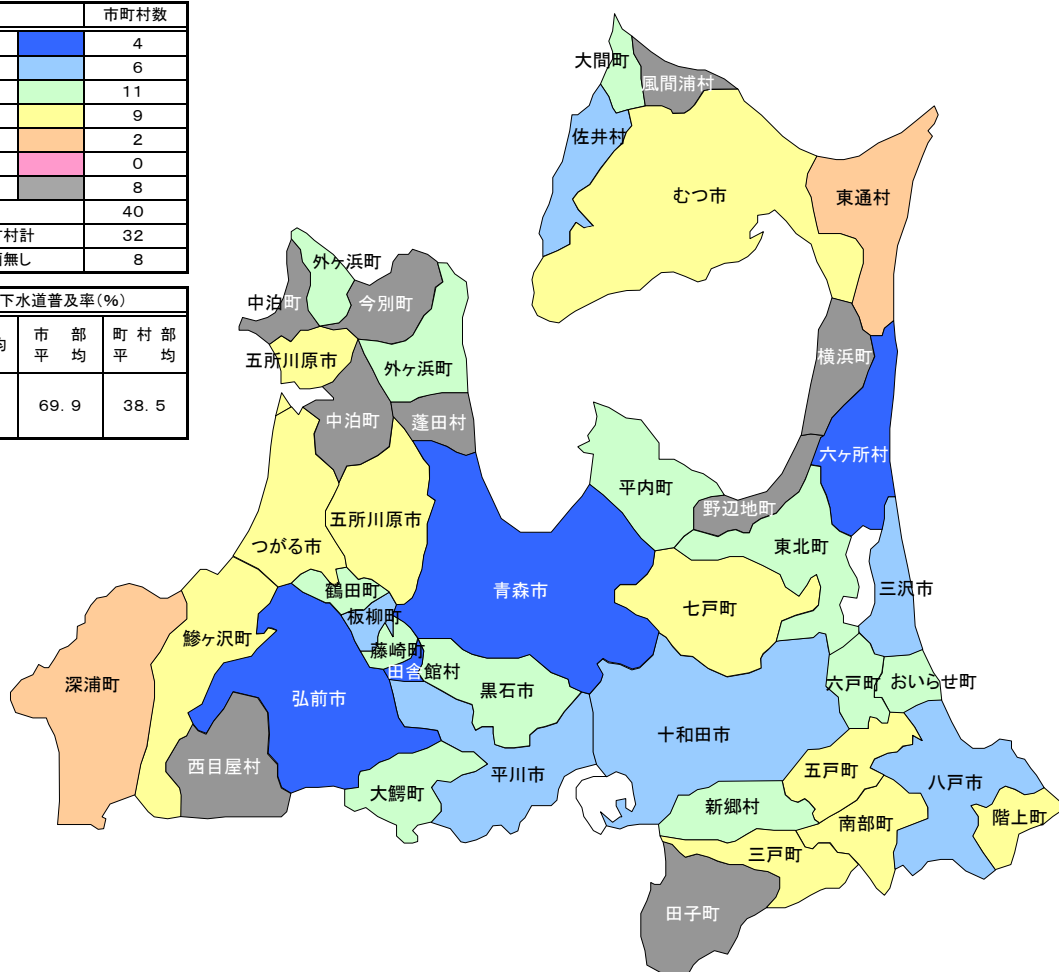
■整備方針

- ・快適で質の高い生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため整備を促進します。
- ・普及率の低い町村部における事業を重点的に推進し、県内における地域格差の解消に努めます。
- ・下水道施設の改築・更新にあたり、ストックマネジメント計画を策定し、ライフサイクルコストの最小化に努めます。
- ・増加する下水汚泥の減量化・資源化を促進します。

◆青森県の下水道普及率（令和4年度末）

凡 例	市町村数
80% ～ 100%	4
60% ～ 80%	6
40% ～ 60%	11
20% ～ 40%	9
0% ～ 20%	2
着手未供用	0
下水道以外で計画	8
市町村計	40
うち着手済み市町村計	32
うち下水道計画無し	8

令和4年度末下水道普及率(%)			
全国平均	県平均	市平均	町村平均
81.0	62.9	69.9	38.5



2. 令和6年度主要事業

■岩木川流域下水道事業

岩木川流域下水道では、関連する全8市町村で供用を開始しており、汚泥有効利用（肥料化）施設の整備工事や耐用年数を経過し老朽化した設備の更新工事等を行います。

■馬淵川流域下水道事業

馬淵川流域下水道では、関連する全4市町で供用を開始しており、耐用年数を経過し老朽化した設備の更新工事等を行います。

■十和田湖特定環境保全公共下水道事業

十和田湖特定環境保全公共下水道では、耐用年数を経過し、老朽化した設備のストックマネジメント計画の見直しを行います。

■都道府県代行制度

これまでに9市町村（11処理区）が都道府県代行制度を活用しており、平成19年度で全市町村≪9市町村11処理区：五所川原市（旧市浦村）、十和田市（旧十和田湖町）、むつ市（旧川内町、旧脇野沢村）、つがる市（旧車力村）、平川市（旧碓ヶ関村）、外ヶ浜町（旧平館村、旧三厩村）、佐井村、深浦町（旧岩崎村）、新郷村≫において供用開始し、代行事業を完了しております。

■町村下水道事業緊急対策費補助

下水道普及率の低い町村部の整備促進を図る必要があることから、単独で下水道を整備している財政力の脆弱な町村に対して県が補助金を交付するものです。

令和6年度補助予定箇所：8町村

9. 景 観

【美しい景観づくり】

景 観 行 政

担当：都市計画課

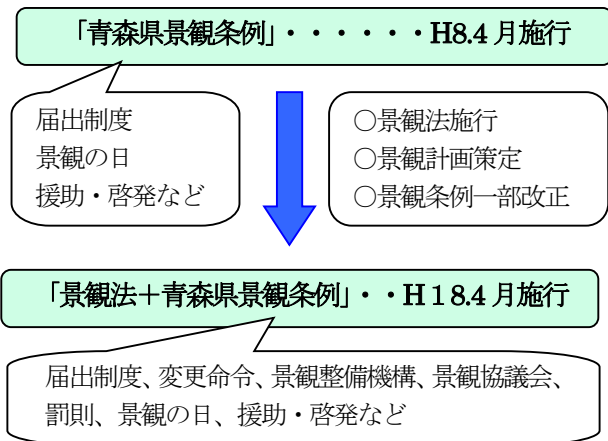
1. 良好な景観の形成のための仕組み

青森県では、平成8年4月1日に景観条例を施行し、この条例に基づき各種景観施策を推進してきました。

この条例は、県民にゆとりと潤いをもたらす県土の実現を図ることを目的とし、届出制度による緩やかな規制誘導、景観の日、援助啓発等ソフト事業についても規定しています。

県では、平成17年6月の景観法の全面施行を受けて「青森県景観計画」を策定するとともに、条例を一部改正し、平成18年4月1日から施行しました。

これにより、青森県では、景観法と景観条例の一体的な運用により景観施策を進めています。



2. 良好な景観の形成のための施策

(1) 行為の制限

◇大規模行為届出制度

一定規模を超える行為について、事前の届出を義務付け、基準との適合について審査を行っています。基準に適合しない行為には、「勧告」、「告知」、「公表」又は景観法に基づく変更命令を行うことができます。

◇各種ガイドプラン

良好な景観の形成のための各種基準やその解説を冊子にとりまとめ、ガイドプランとして活用しています。

①大規模行為景観形成基準ガイドプラン

大規模行為に係る景観形成の基準及びそれを具体的に解説した冊子です。

②公共事業景観形成基準ガイドプラン

公共事業に係る景観形成基準及びその解説です。

③景観色彩ガイドプラン

大規模行為や公共事業等における、望ましい色彩の考え方や用い方をまとめた冊子です。



(2) 普及啓発事業

①「景観の日（6月1日）」を始めとする普及啓発

一般県民、事業者、市町村等への重点的な普及啓発を図るため、「景観フォーラム」を開催し、ふるさとあもり景観賞の表彰や景観学習教室での成果を展示しています。



②「ふるさとあもり景観賞」

県内の良好な景観づくりに貢献している、まちなみ景観や屋外広告物、まちづくり活動等を表彰しています。



③景観学習

景観の専門家を講師として小学校へ派遣する「景観学習教室」を開催しています。



④環境色彩セミナー

県・市町村職員、建築士、屋外広告物業者等を対象として、景観の重要な要素である色彩に関する研修会を開催しています。



(3) 援助その他の施策

①景観アドバイザーの派遣（技術的支援）

県民、市町村、事業者等の景観づくりを支援するため、景観の専門家を助言者として派遣しています。

②青森県景観計画策定ガイドラインの策定（市町村支援）

県内の市町村が景観行政団体となり、景観計画を策定する際に参考となる手引き書を作成しています。

1. 屋外広告物規制の意義

屋外広告物は、街のにぎわいを演出したり、社会生活に必要な情報を提供してくれますが、無制限に表示されると自然や街のもつ美しさを損なうことになります。また、適正な管理が行われないと倒壊や落下などによる思わぬ事故が発生することもあります。

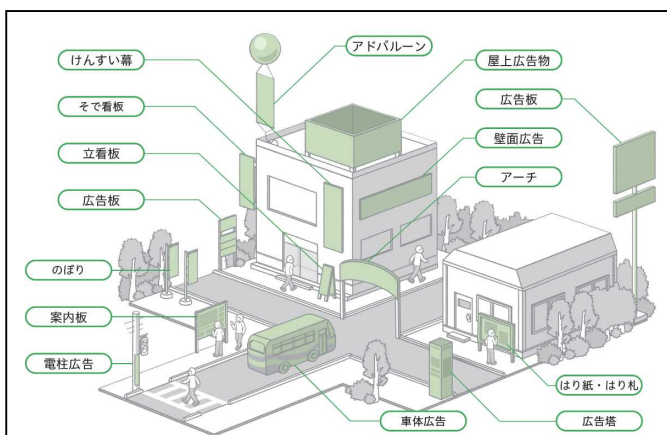
そこで、県では、「屋外広告物法」に基づく「青森県屋外広告物条例」により、良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止などのため必要な規制を行っています。

なお、青森市、弘前市及び八戸市については、景観行政団体として独自の条例を制定し、地域の実情に即した規制を行っています。

2. 屋外広告物の定義

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物」をいいます。

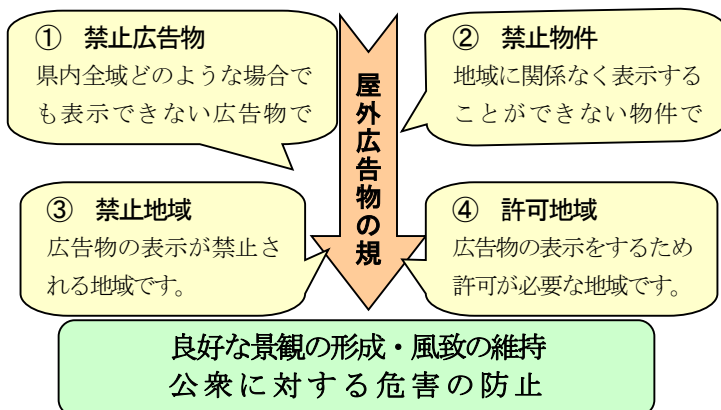
【街中の屋外広告物の一例】



3. 屋外広告物規制の概要

(1) 屋外広告物規制の4本柱

屋外広告物の規制は、大きく分けて次のような4つの柱に基づいて行っています。



(2) 屋外広告物規制の内容

① 禁止広告物

安全確保の観点から、著しく破損し老朽化したものや倒壊又は落下のおそれがある広告物については県内全域で表示等が禁止されています。

② 禁止物件

良好な景観の形成や安全上の問題から、次のような広告物については、表示等を禁止しています。
(主な例：橋りょう、トンネル、分離帯、街路樹、信号機、道路標識、送電塔、ガスタンク等)

③ 禁止地域

自然公園や住宅地、指定された路線の区間やそこから展望できる地域等については、広告物の表示等を原則として禁止しています。

④ 許可地域

都市計画区域、指定された路線の区間やそこから展望できる地域等については、許可を受けなければ広告物を表示できません。

4. 適用除外の屋外広告物

公共目的のものや社会生活を営む上で最小限必要な一定の広告物等については、屋外広告物に関する規制のうち一定の事項の適用を除外しています。

【適用除外の例】

- (1) 法令の規定により設置する広告物
- (2) 公職選挙法の選挙運動のための広告物
- (3) 管理用広告物（管理上必要な一定のもの）
- (4) 一時的な広告物（冠婚葬祭、集会等に一時的に表示するもの）
- (5) 移動する広告物（車両、船舶、航空機等に表示するもの）

5. 屋外広告物行政の執行体制

(1) 市町村の事務

県では、屋外広告物規制に関する事務権限を市町村に移譲しており、屋外広告物の表示等の許可を始めとした屋外広告物規制の実務は、各市町村が行っています。

(2) 県の事務

県は、屋外広告業の登録等屋外広告業に関する事務を行っています。
また、市町村担当者会議の開催を通じて実務を行っている市町村を支援しています。

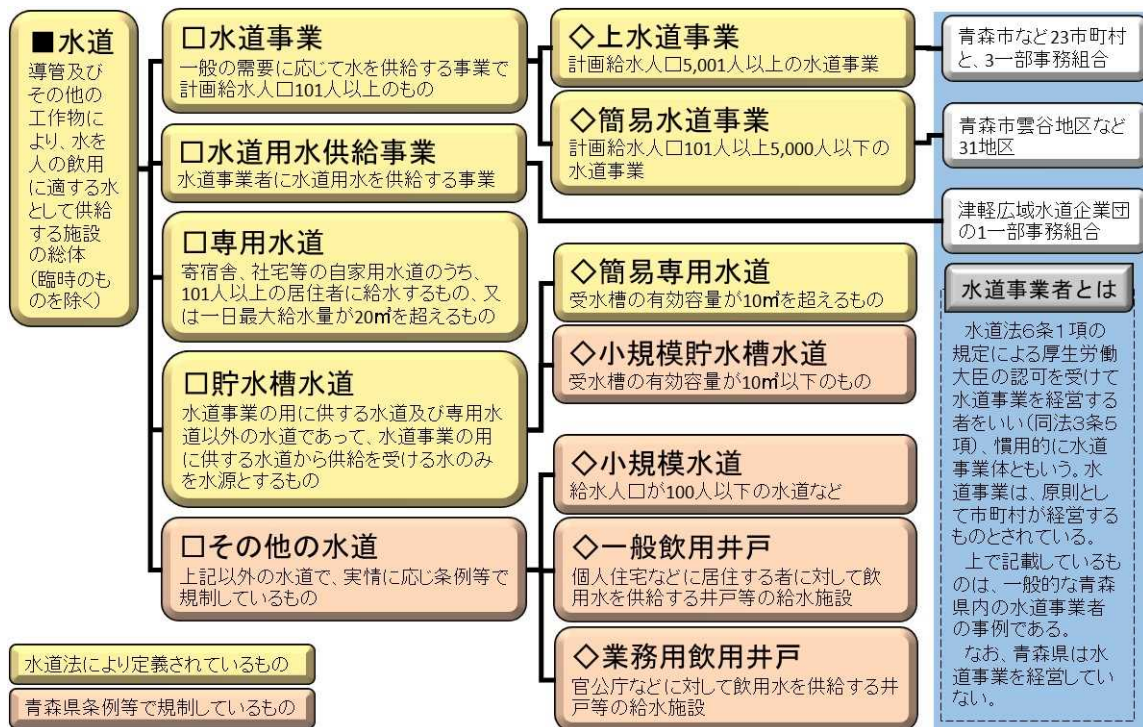


【市町村担当者会議】

10. 水道

担当：都市計画課

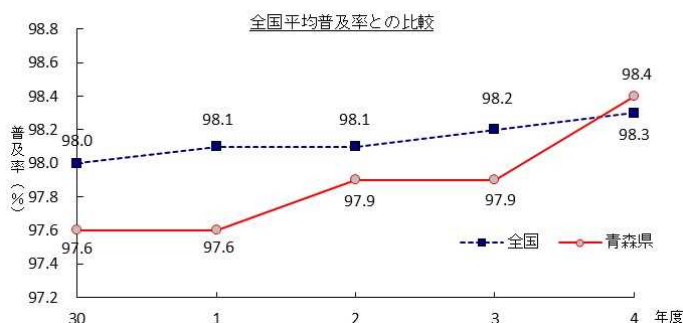
1. 水道の定義・分類



2. 青森県の普及整備の現状

■青森県の水道普及率

清浄で豊富な飲料水を供給するため、水道の普及・整備に努めている。令和5年3月末における給水人口は、1,170,963人で普及率は98.4%となっており、全国平均98.3%より0.1%高い。



青森県の総人口と給水人口 (人)					
年度	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
総人口	1,248,917	1,232,644	1,217,638	1,207,420	1,189,627
給水人口	1,219,331	1,203,514	1,191,820	1,181,908	1,170,963

■水道整備の基本方針

青森県水道ビジョン(令和2年3月策定)に掲げる以下の基本理念と施策体系に基づき、広域的、計画的な水道の整備の推進に努める。



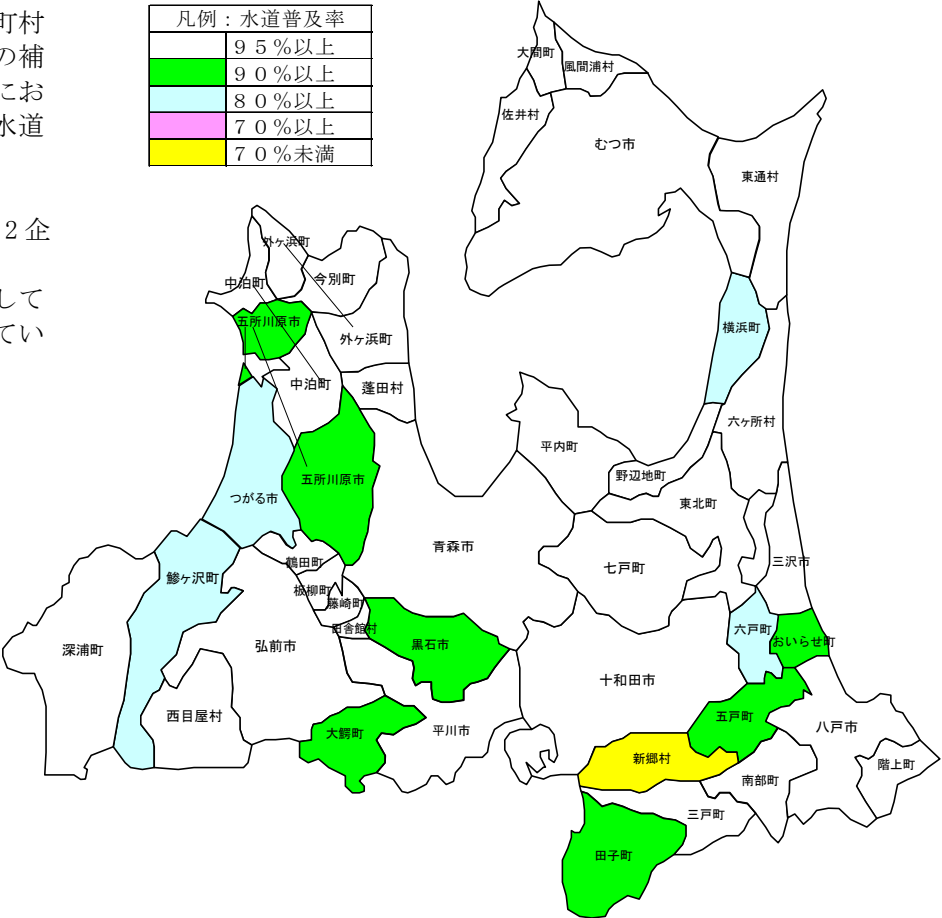
■上水道・簡易水道の整備

◆令和4年度市町村別水道普及図

安全・安心で安定した水供給体制を確立するために、それぞれの水道事業者（各市町村等）が事業主体となって水道施設整備費の補助金・交付金を活用しながら、水道施設における耐震化事業、老朽管更新事業や簡易水道の統合事業等を実施している。

- ・令和5年度 補助金3事業（1市2町）
- ・令和5年度 交付金20事業（5市7町2企業団）

なお、青森県が独自に水道事業を運営していないため、県は水道整備事業を実施していない。



3. 水道の維持管理指導

水道に起因する事故を未然に防止し、清浄・豊富な飲料水を供給するために、施設等の維持管理の適正に努め、水源汚染防止、塩素滅菌等について管理指導の強化を行っている。

水源水質の確保

様々な社会的要因による水源水質の汚染事故が増加する傾向にあるので、巡回監視体制の強化、水質検査の励行、汚染発生時もしくはその危険が予想される際の応急対策等について、水道事業者を指導している。

簡易専用水道の管理指導

ビル等に設置されている「貯水槽水道」については従来から衛生的で安全な水道水の供給を図るための指導をしており、「簡易専用水道」については立ち入り検査等を強化し、適正な維持管理を指導している。（県所管に限る。）

小規模水道の監視

水道法の適用を受けない小規模水道については利用者の健康を保護するため、昭和47年12月制定の「青森県小規模水道規制条例」に基づき、市町村と連携を図りながら適正な管理について指導をしている。（県所管に限る。）

4. 飲用井戸等の衛生対策

化学物質等による地下水汚染の拡大

↓

一般飲用井戸等の汚染や小規模貯水槽を有する施設の不適切な管理等が全国的な問題に

青森県飲用井戸等衛生対策要領

水道法等の規制の及ばない飲用井戸等の総合的な衛生確保を図るため、昭和62年8月に策定した「青森県飲用井戸等衛生対策要領」に基づき、実態の把握、施設の管理及び水質検査の実施等について指導している。（市所管を除く。）

1 1. 市街地の整備と建築物に関する施策

担当：建築住宅課

1. 市街地の整備

■市街地再開発事業等

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とした都市再開発法に基づき、事業者が行う市街地再開発事業計画の認定や補助金に関する業務を行っています。

(青森市) 中新町山手地区 第一種市街地再開発事業



青森市HPより



青森市HPより

(黒石市) 中町周辺地区 街なみ環境整備事業



(八戸市) 八日町地区 優良建築物等整備事業



■宅地建物取引業法

宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施することにより、業務の適正な運営と取引の公正を確保し、消費者の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図っています。

◆宅地建物取引業の免許件数

(令和5年度実績)

新規	21
更新	168
計	189

◆宅地建物取引業者地区別免許業者数

(令和6年3月31日現在)

地区別	青森市	弘前市	八戸市	黒石市	五所川原 つがる市	十和田市 三沢市	計
業者別	東津軽郡	中津軽郡	三戸郡	南津軽郡	北津軽郡	上北郡 下北郡	
知事免許	194	107	166	22	48	129	666
大臣免許	2	2	5			2	11

◆宅地建物取引士登録者数

(令和6年3月31日現在)

登録者数	4,694 (116)
------	-------------

※()内は令和5年度新規登録者数

■宅地開発の指導

都市計画法に定める一定の要件を備えた宅地開発が行われるよう、開発許可等を行っています。

(令和5年度実績)

開発許可	2件
------	----

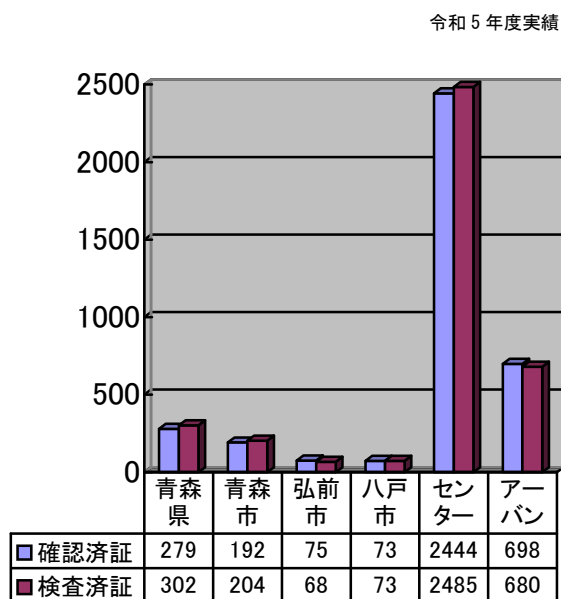
2. 建築物に関する施策

■建築確認及び検査の実施

建築物が建築基準法等に定める基準に適合するよう、建築確認、中間検査及び完了検査をしています。

実施機関は、青森県、青森市、弘前市、八戸市及び指定確認検査機関（知事指定（株）建築住宅センター、（有）アーバン建築確認検査機関）及び国土交通大臣指定）です。

◆確認済証及び検査済証交付数



※建築物・工作物・昇降機の合計値（計画変更は含まない）

■特殊建築物に対する施策

不特定多数の人が利用する建築物及び工作物における事故及び災害を防止するため、建築所有者等に対して適正な維持管理が行われているかについて専門の技術者による調査、点検を定期的に受け、報告書を提出するよう義務付けています。

（令和4年度実績）

青森県	1001件	青森市	642件
弘前市	198件	八戸市	208件

■建築物、宅地に関する応急危険度判定

大地震直後の建築物及び宅地に関し、余震等に対して安全かどうかを判定する被災建築物応急危険度判定士等の養成とその実施体制の準備を行っています。

■住宅・建築物の耐震性向上に関する施策

昭和56年以前に建築された、住宅及び大規模建築物に対する耐震改修事業等（耐震診断事業は住宅に限る）を実施する市町村に対し、補助を実施しています。

県内の木造住宅の耐震改修を促進するため、改修事例等を掲載した「青森県木造住宅耐震化マニュアル」等を作成し、耐震改修が必要な木造住宅や、改修の進め方、内容等について普及・啓発を行っています。

■ブロック塀の安全確保に関する施策

平成30年6月に起こった大阪北部地震では、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生しました。大地震により倒壊したブロック塀は、人命を脅かすばかりか、道路をふさぎ、被災者の避難や救助活動を妨げる障害物となる可能性があります。通学路や避難路等に面する危険なブロック塀等の所有者に、速やかな改善を促し安全対策を行ってもらえるよう、ブロック塀等の耐震改修（除却を含む）を行う市町村に対し、補助を実施しています。

■がけ地近接等危険住宅移転事業

危険ながけ（崩壊、地すべり等）に近接する旧来の住宅に関し、その建物の除却費及び移転建物建設費等の借入金に対し、助成を行っています。

■高齢者・障害者に配慮したまちづくり

「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」に基づく特定建築物の建築主等に対し、指導助言を行うほか、支援措置の前提となる計画認定の事務を実施しています。

■建築士に関する事務

建築士事務所及び建築士に対する講習会や立入検査を行い、業務の適正と建築物の質の向上を図っています。

12. 住 宅

担当: 建築住宅課

1. 県営住宅の管理と整備

住宅に困窮する低額所得者が低廉な家賃で入居できる県営住宅について、入退去事務等の管理を行っています。(平成 18 年度からは一部を除き指定管理者制度を導入)

また、県営住宅の居住性向上・福祉対応・安全性確保や長寿命化を図るために「青森県県営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に建て替えや改善、維持修繕工事を行っています。

●小柳団地 建替事業（青森市）



●宮園第二団地 外壁等改修工事（弘前市）



改修前



改修後

●戸山第三団地 外壁等改修工事（青森市）



改修前

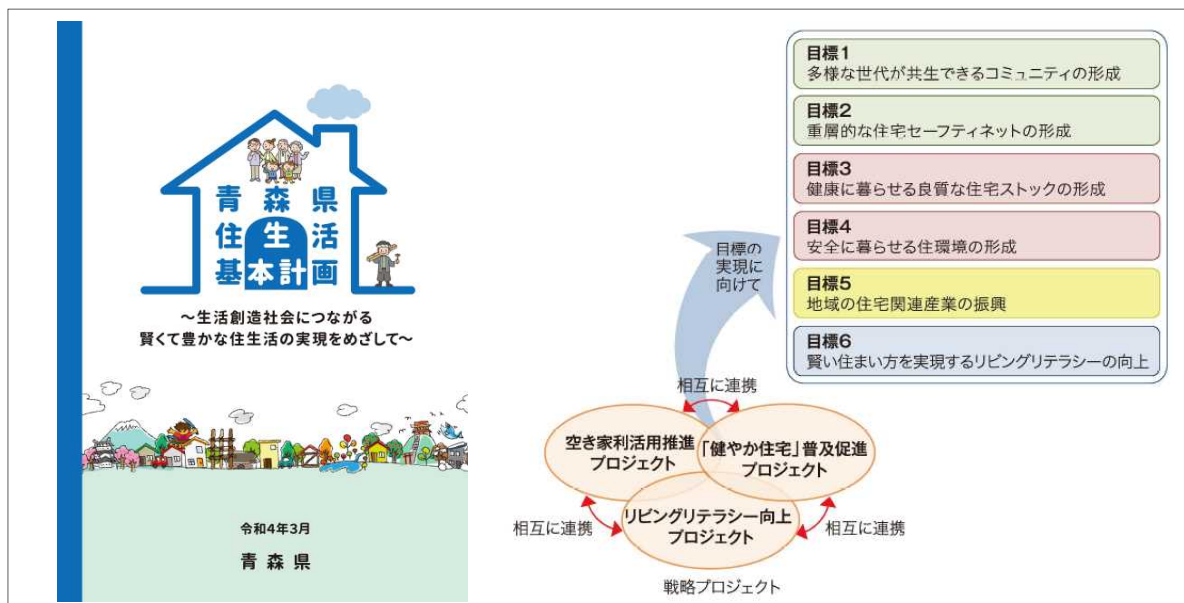


改修後

2. 住生活基本計画に関すること

県は、住生活の安定の確保及び向上の促進に向けて、青森県住生活基本計画を令和4年3月に改定しました。

青森県住生活基本計画では、「生活創造社会につながる賢くて豊かな住生活の実現をめざして」をテーマに、6つの目標を設定し、この目標の実現に向け、重点的に実施する3つの戦略プロジェクトを立ち上げています。



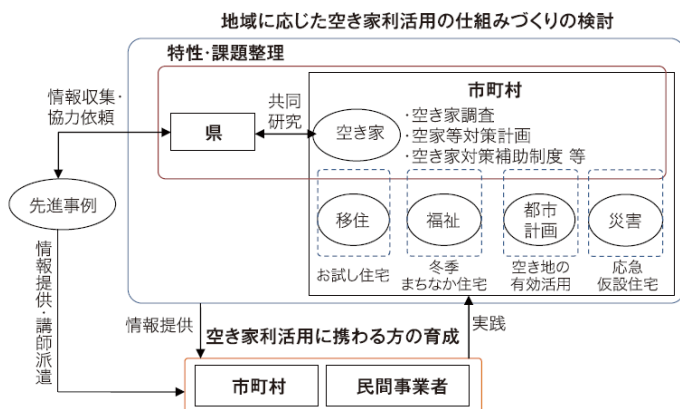
■戦略プロジェクト1～空き家利活用推進P～

本県では、人口減少や高齢化等の進行に伴い空き家が増加しており、本県の住宅総数に対する使用目的がなく長期間居住者のいない「その他の住宅」、いわゆる空き家の割合は7.7%と全国の5.6%と比較して高い傾向にあります。

【主な取組み】

地域に応じた空き家利活用の仕組みづくりの検討

市町村との協働により、地域に応じた空き家利活用の仕組みづくりを検討し、空き家の課題が同様の市町村への普及促進を図ります。



森県警公表）ですが、これに対して家庭内での事故による死亡者数は254人（出典：厚生労働省「令和3年人口動態調査」）と交通事故による死亡者数の約8倍になります。

この家庭内での事故の死亡原因のうち、最も多いのは「不慮の溺死及び溺水」（35%）となっており、その中には浴室でのヒートショックが原因で亡くなられた方が含まれていると考えられます。ヒートショックは浴室のほか、住宅内の温度変化が大きいトイレや脱衣所、廊下等でも起こります。

これらを踏まえ、県民の健康寿命の延伸に寄与できるよう、住まいと健康の関係性について広く周知を図ります。

【主な取組み】

- ① 空き家を活用した「健やか住宅」リフォームの実践
- ② 健康に住もうための断熱リフォームの普及啓発
- ③ 「住まいと健康」について賢く学ぶ講習会の実施

住まいと健康の関係性について、周知を行うとともに、少なくとも居間、台所、寝室、トイレ、風呂、脱衣所とそれらを結ぶ廊下等の冬期室温18℃以上を目指す「健やか住宅」リフォームの普及促進を行います。

■戦略プロジェクト2～「健やか住宅」普及促進P～

令和3年の青森県内の交通事故死亡者数は29人（青

事業の内容

「健やか住宅」リフォームを行う空き家



- 

周知・

Figure 1. Overview of the study design.

The figure illustrates the study design, data collection, and data analysis phases. It includes a flowchart showing the progression from study design to data collection and analysis, and a table summarizing the data collection methods and analysis techniques.

Study Design

The study design is a cross-sectional study. The data collection methods include self-reported questionnaires, interviews, and focus group discussions. The data analysis methods include descriptive statistics, inferential statistics, and qualitative analysis.

Data Collection

The data collection methods include self-reported questionnaires, interviews, and focus group discussions. The data analysis methods include descriptive statistics, inferential statistics, and qualitative analysis.

Data Analysis

The data analysis methods include descriptive statistics, inferential statistics, and qualitative analysis. The data collection methods include self-reported questionnaires, interviews, and focus group discussions.

- ～波及効果～

- 【関連KPI等】

健康寿命 現状より増加

小学校から高等学校まで

青森県

住まい・住まい方読本

～生活する力をつけるよう～

2020. 春・夏



A photograph showing a group of students in a classroom setting. They are gathered around a table, working on a project. One student is pointing at a book or document on the table, while others look on. The classroom has other students and desks in the background.



セーフティネット住宅とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等）の入居を拒まない民間賃貸住宅として登録を受けた住宅であり、県では、この登録された住宅の情報を住宅確保要配慮者の方々に広く提供しています。

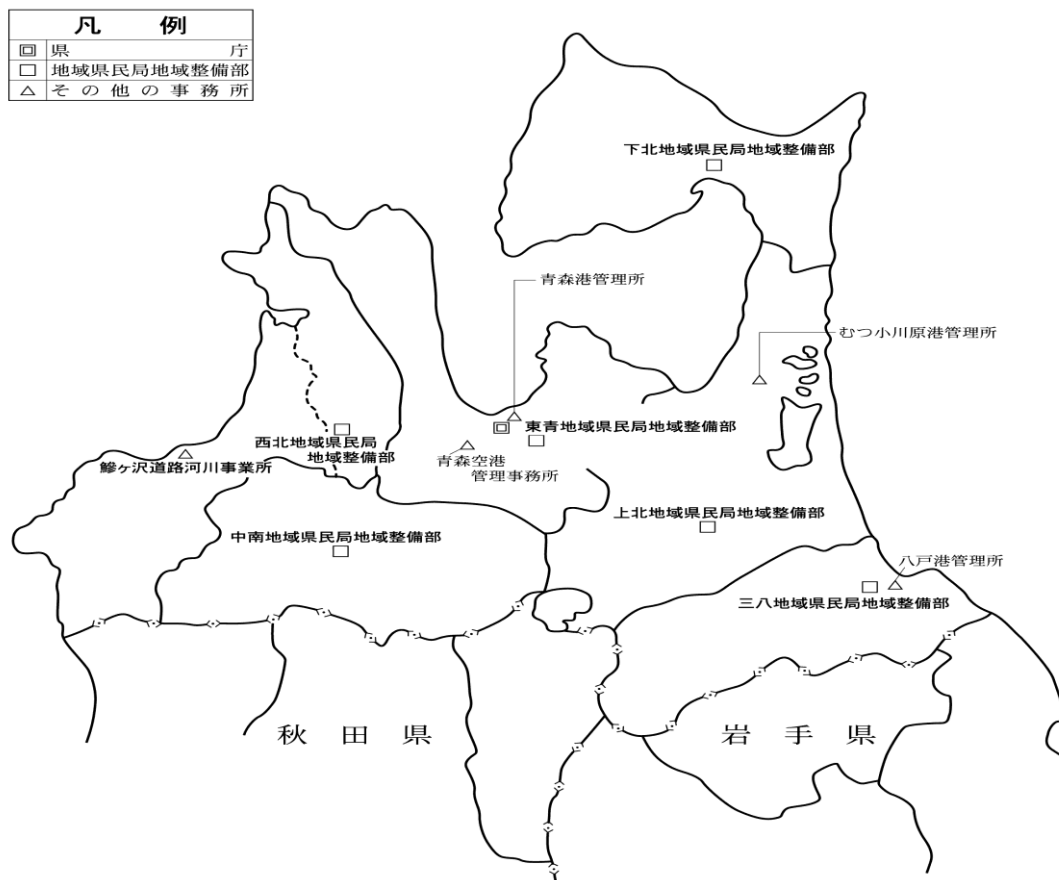
■本庁各課

監理課	TEL017-734-9635
整備企画課	TEL017-734-9643
道路課	TEL017-734-9648
河川砂防課	TEL017-734-9661
港湾空港課	TEL017-734-9673
都市計画課	TEL017-734-9679
建築住宅課	TEL017-734-9692

■出先機関

東青地域県民局地域整備部	TEL017-728-0200
青森港管理所	TEL017-734-4101
中南地域県民局地域整備部	TEL0172-32-0282
三八地域県民局地域整備部	TEL0178-27-5151
八戸港管理所	TEL0178-21-2280
西北地域県民局地域整備部	TEL0173-35-2105
鱒ヶ沢道路河川事業所	TEL0173-72-3135
上北地域県民局地域整備部	TEL0176-23-4311
むつ小川原港管理所	TEL0175-74-2344
下北地域県民局地域整備部	TEL0175-22-1231
青森空港管理事務所	TEL017-739-2121
八戸工業用水道管理事務所	TEL0178-28-1436

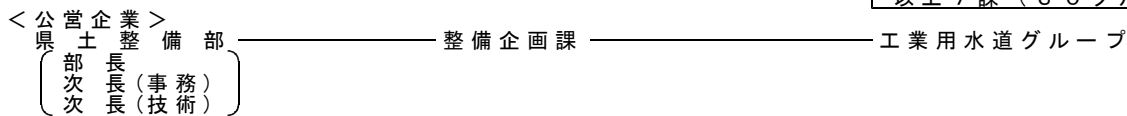
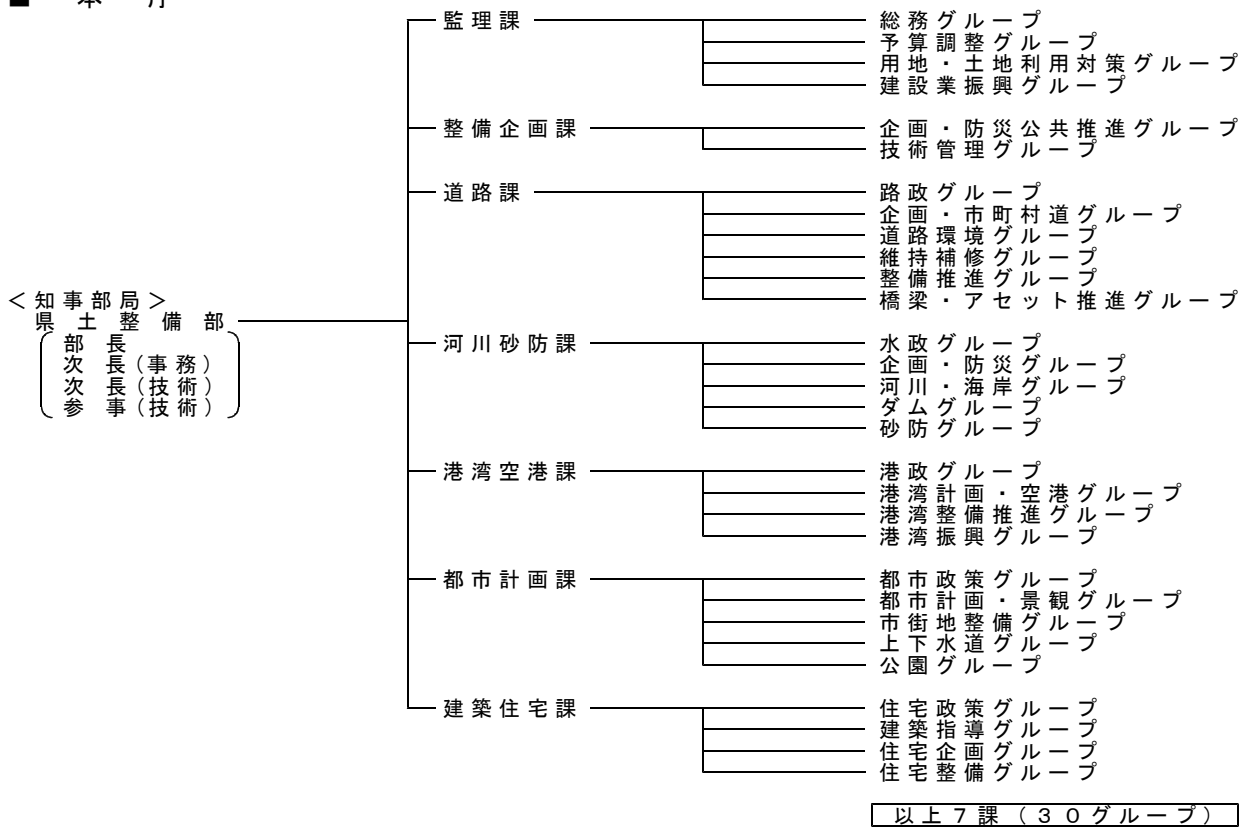
■出先機関管内図（知事部局）



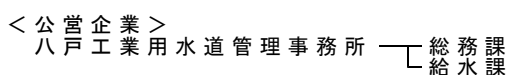
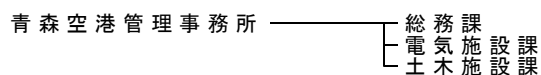
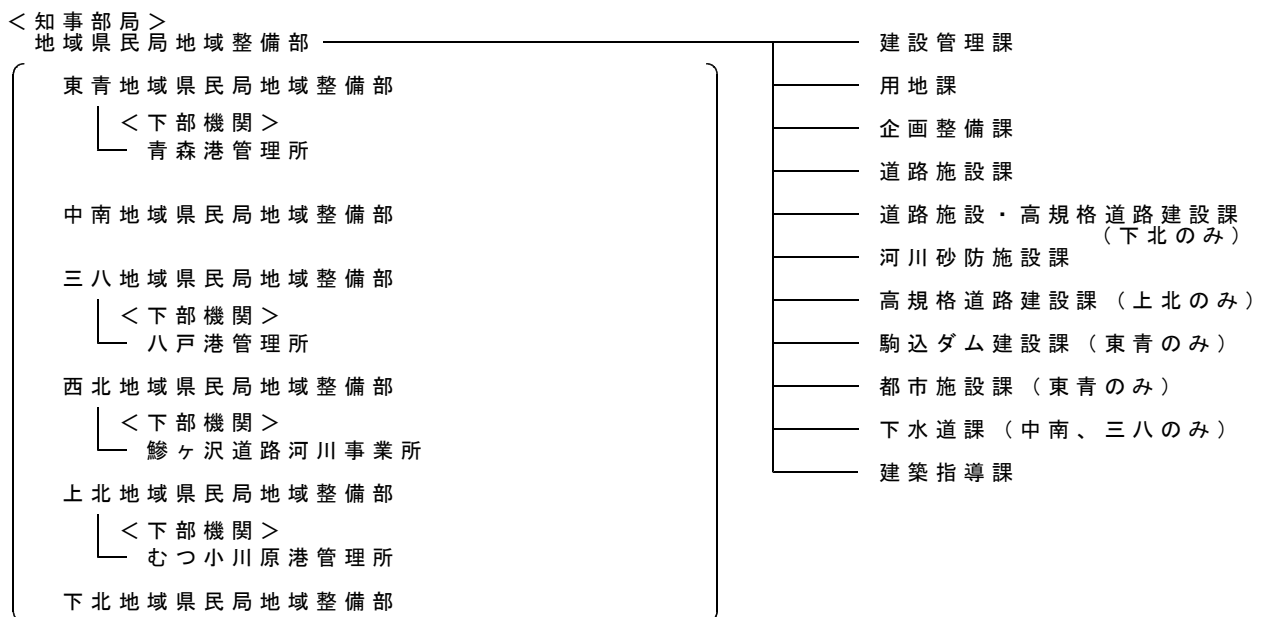
県土整備部の組織と予算

県土整備部の組織

■ 本 庁



■ 出 先

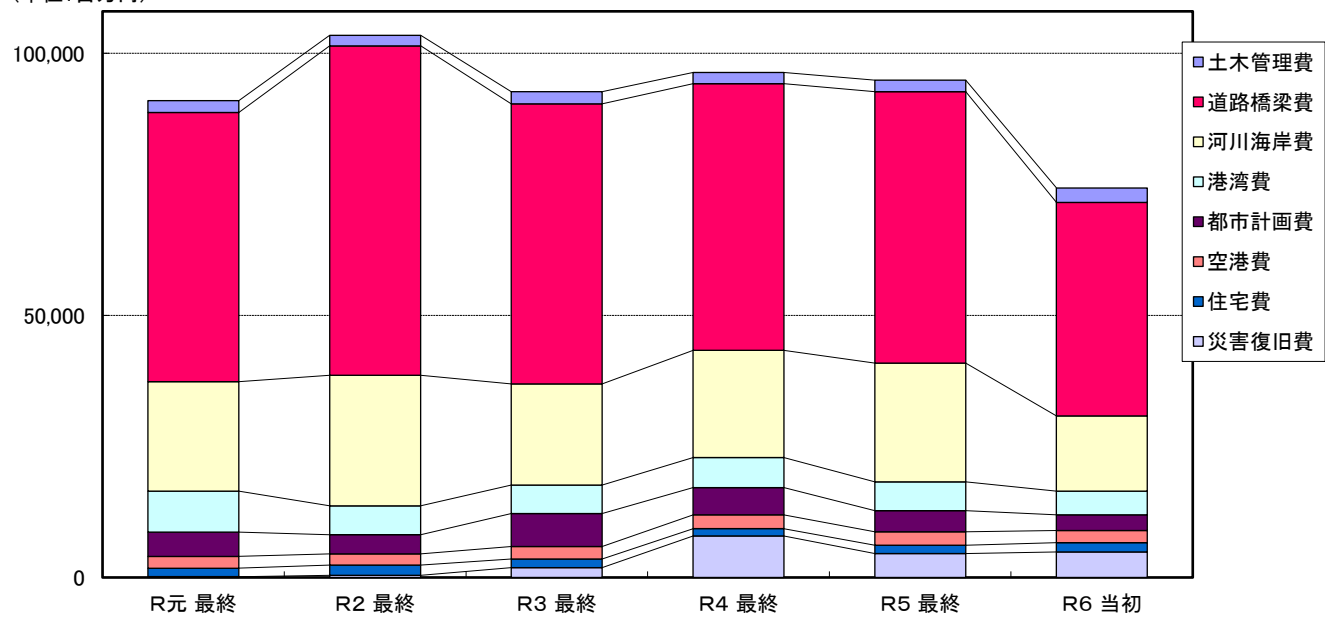


以上 7 出先機関、4 下部機関

県土整備部 一般会計予算の推移

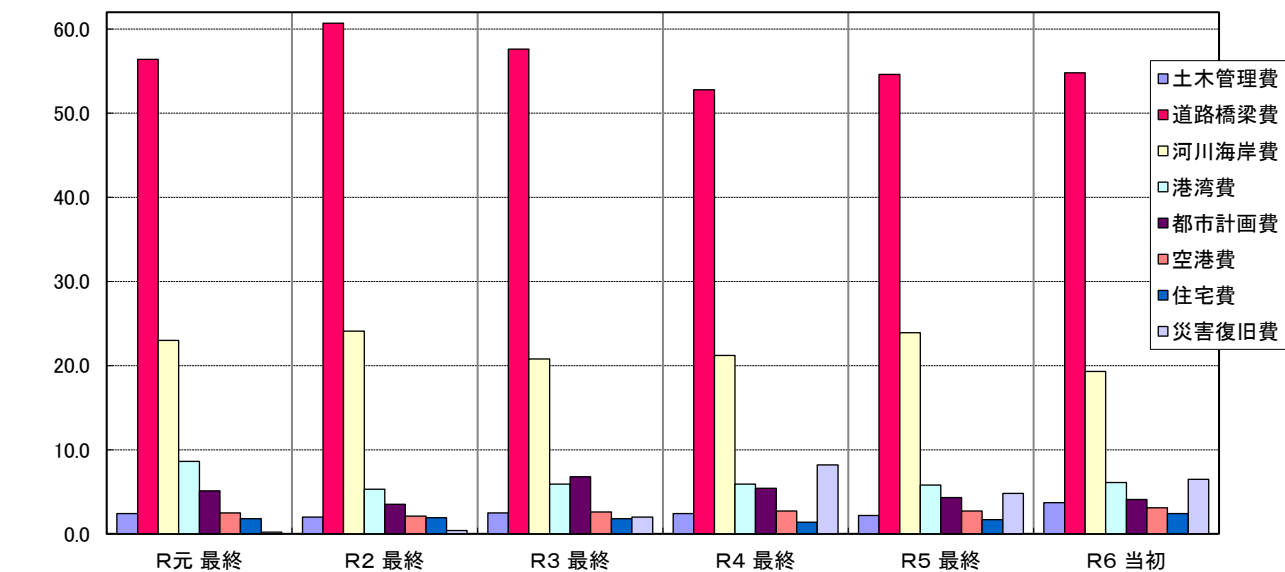
■一般会計の予算区分（項）の予算額

(単位: 百万円)



■一般会計の予算区分（項）の構成比

(単位: %)

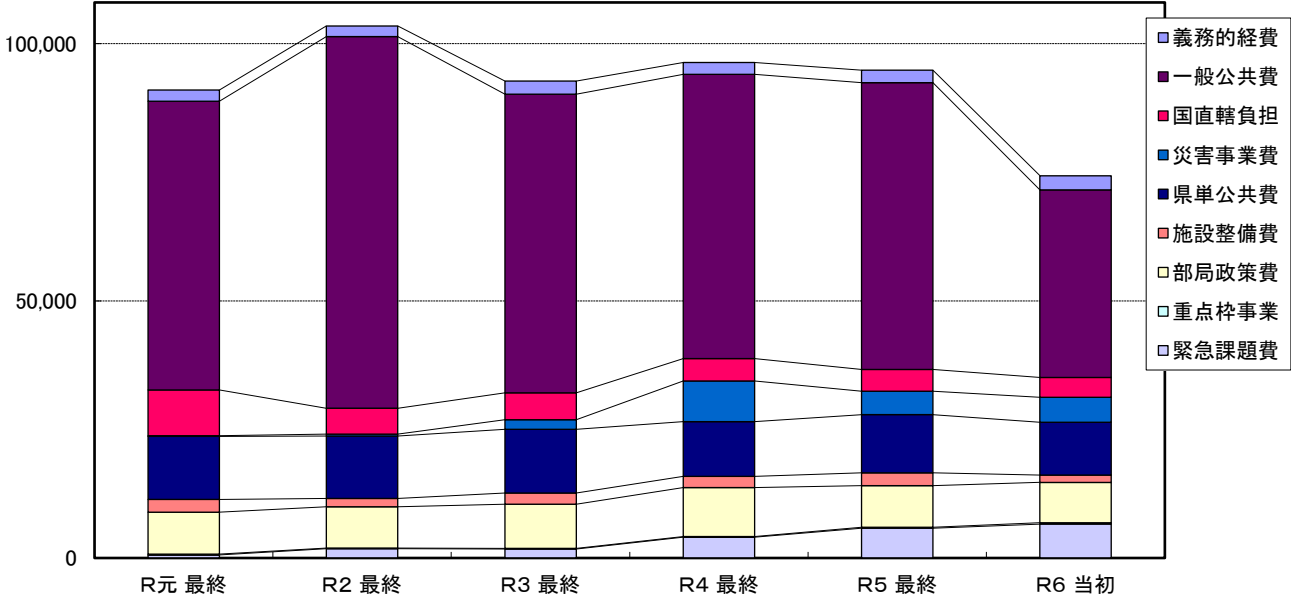


上段(単位: 百万円)、下段(構成比: %)

款・項	R元 最終	R2 最終	R3 最終	R4 最終	R5 最終	R6 当初
一般会計	90,987	103,439	92,693	96,349	94,858	74,317
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木費	90,843	103,052	90,815	88,438	90,317	69,460
	99.8	99.6	98.0	91.8	95.2	93.5
土木管理費	2,280	2,007	2,332	2,131	2,170	2,768
	2.4	2.0	2.5	2.4	2.2	3.7
道路橋梁費	51,357	62,828	53,421	50,894	51,813	40,735
	56.4	60.7	57.6	52.8	54.6	54.8
河川海岸費	20,893	24,929	19,317	20,452	22,642	14,316
	23.0	24.1	20.8	21.2	23.9	19.3
港湾費	7,813	5,524	5,436	5,725	5,505	4,519
	8.6	5.3	5.9	5.9	5.8	6.1
都市計画費	4,607	3,661	6,276	5,210	4,035	3,044
	5.1	3.5	6.8	5.4	4.3	4.1
空港費	2,253	2,129	2,408	2,640	2,566	2,296
	2.5	2.1	2.6	2.7	2.7	3.1
住宅費	1,640	1,974	1,625	1,386	1,586	1,782
	1.8	1.9	1.8	1.4	1.7	2.4
災害復旧費	144	387	1,878	7,911	4,541	4,857
	0.2	0.4	2.0	8.2	4.8	6.5

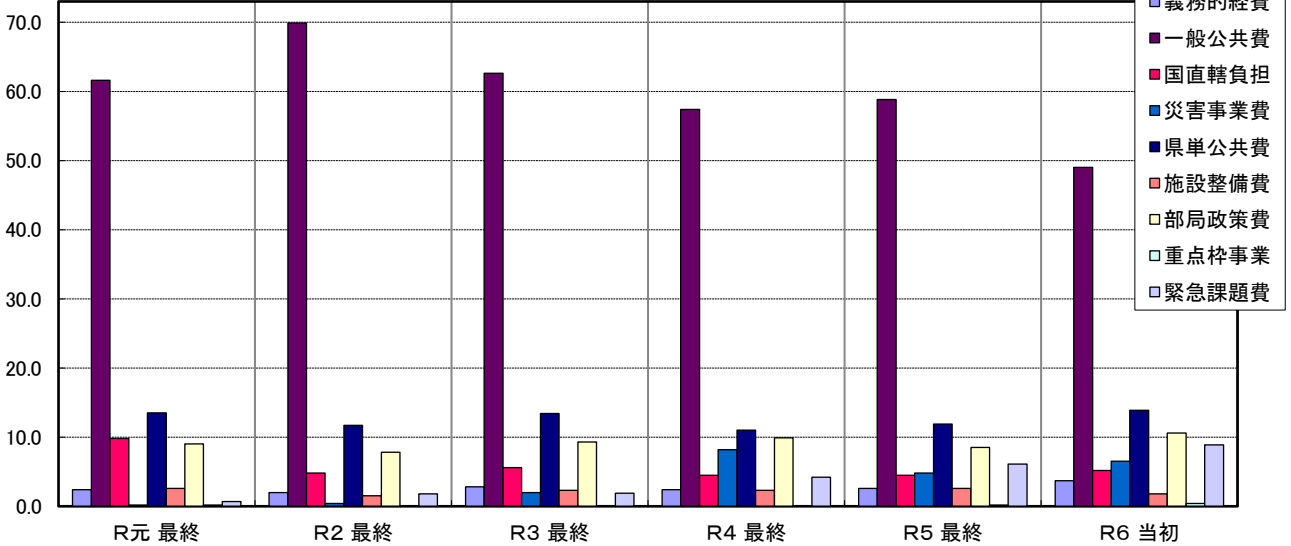
■一般会計の経費区分の予算額

(単位: 百万円)



■一般会計の経費区分の構成比

(単位: %)



上段 (単位: 百万円)、下段 (構成比: %)

経費区分	R元 最終	R2 最終	R3 最終	R4 最終	R5 最終	R6 当初
一般会計	90,987	103,439	92,693	96,349	94,858	74,317
(県土整備部)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
義務的経費	2,217	2,073	2,553	2,313	2,446	2,775
	2.4	2.0	2.8	2.4	2.6	3.7
一般公共費	56,065	72,258	58,030	55,269	55,742	36,422
	61.6	69.9	62.6	57.4	58.8	49.0
国直轄負担	8,925	5,002	5,192	4,353	4,266	3,852
	9.8	4.8	5.6	4.5	4.5	5.2
災害事業費	144	388	1,877	7,910	4,541	4,857
	0.2	0.4	2.0	8.2	4.8	6.5
県単公共費	12,253	12,126	12,415	10,614	11,299	10,298
	13.5	11.7	13.4	11.0	11.9	13.9
施設整備費	2,466	1,603	2,179	2,210	2,516	1,396
	2.6	1.5	2.3	2.3	2.6	1.8
部局政策費	8,156	8,066	8,592	9,502	8,082	7,853
	9.0	7.8	9.3	9.9	8.5	10.6
重点枠事業	165	99	90	106	148	277
	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.4
緊急課題費	596	1,824	1,765	4,072	5,818	6,587
	0.7	1.8	1.9	4.2	6.1	8.9
県全体(一般会計)	685,427	814,162	828,756	804,290	714,633	702,200
県土整備部の割合	13.3%	12.7%	11.2%	12.0%	13.3%	10.6%